



(金スマエ)

参院公選区選挙

参院公選区選挙

参院公選区選挙 参院公選区選挙 参院公選区選挙

九条自衛隊明記?

参院公選区選挙 参院公選区選挙 参院公選区選挙

参院公選区選挙

参院公選区選挙 参院公選区選挙 参院公選区選挙

筆者よりの付加的なメッセージ 二〇一七年十二月二十日

憲法国民投票は、二〇一八年夏から二〇一九年夏までの間のどこかで行われることになりそうです。

一番早く行われる可能性があるのが二〇一八年夏であることを考えれば、もうあまり時間はないと考えるべきでしょう。

緊急事態条項。九条自衛隊明記（または二項削除による自衛隊の軍隊化。現時点ではよりサギ的・ダマシ的な案である九条自衛隊明記が正案になるだろうという予測のもとにこの本を書いていきます）。それらは、この本で、簡潔なレポートに基づいてそのカラクリを説き明かすように、自由、平等、平和を破壊するものです。

備えあれば憂いなし。

後の祭りとならないように、

この本を通じて、安倍総理たちが真正面から語ろうとしない改憲の実態、憲法改正詐欺について知った上で、どう投票すべきか考えていただければ幸いです。

お願い

- ① この稿を基に、必要十分と思われる情報を提供しつつ、できるかぎりコンパクトに、読みやすく、わかりやすくして行きたいと思います。そのための意見やアドバイスなどがありましたら、どうぞお寄せ下さい。

- ②そして百万人単位の読者を持つ漫画家さんにコミック化してもらいたいと思います。みんなの名前で漫画家さんに手紙を書いて、頼みましょう。名前を連ねてくれる方は、氏名及び職業、所属またはお住まいの市町村など（「主婦」「市民」などもOKです）をお知らせ下さい。

- ① ②は下記メールアドレスへ。

tubo@kokumintohyo.net

目次

イントロダクション.....	10
PART 1 見えない守護神.....	13
# 1、 1 魔訶不思議男子Q.....	13
# 1、 2 シミュレーション1.....	16
# 1、 3 シミュレーション2.....	20
# 1、 4 シミュレーションではない今ここで.....	22
# 1、 5 この本のタネあかし.....	27
# 1、 6 憲法の主役.....	29

# 1, 7	見えない守護神……………	37
# 1, 8	シミュレーション4—1……………	38
# 1, 9	シミュレーション4—2……………	40
# 1, 10	あたしたち目線からは……………	41
PART 2	主役が見えると憲法がわかる……………	45
# 2, 1	国民が主役という意味の……………	45
# 2, 2	シミュレーション5—1……………	48
# 2, 3	シミュレーション5—2……………	49
# 2, 4	パフォーマンスの自由⇕表現の自由の一つ……………	50

# 2, 5	自己決定権のない空間のシミュレーション.....	52
# 2, 6	病院でのシミュレーション.....	54
# 2, 7	バイト先でのシミュレーション.....	54
# 2, 8	自分の幸せを追求する権利.....	55
# 2, 9	3つの特徴.....	58
# 2, 10	権力者が主役の憲法が日本にもあった.....	60
PART 3	投票所で迷わない、憲法国民投票のツボ.....	64
# 3, 0	四枚のクッキーの中には毒入りクッキーが混ざっている。.....	64
# 3, 1	クッキー1 緊急事態条項という毒入りクッキー.....	66

3 2 クッキー2…「自衛隊を軍隊にして、日本の外でも武力を使えるように、戦争
できるようにするための案」という毒入りクッキー……………97

3 3 クッキー3、クッキー4について。そして結論……………124

PART 4 守護神のおとうさんたち……………136

4 1 憲法のおとうさん……………136

4 2 幣原さんってどんな人？ 1……………139

4 3 幣原さんってどんな人？ 2……………144

4 4 幣原さんってどんな人？ 3……………148

4 5 平野二郎さんが記録した、幣原さんの言葉……………152

# 4	6	なぜ幣原さんは？	162
# 4	7	マッカーサー元帥の手紙・自叙伝。羽室メモ	176
# 4	8	ほかのおとうさんたちも日本人だった	193
# 4	9	歴史の流れの中で	195
PART 5			
		日本人だからできること	199
# 5	1	戦争つてとんでもなく悲惨	199
# 5	2	日本だからできること	208
# 5	3	現れよ、二十一世紀の幣原外交	211
# 5	4	Qの正体。彼のファイナルメッセージ	215

イントロダクション

憲法を変えるかどうかを決める国民投票が、二〇一八年夏から二〇一九年夏までの間のどこかでまず確実に行われるだろう。早ければ二〇一八年夏にも……。

三千万署名やデモや国会への論戦など、国民投票を実現させないために最大限の努力が必要な一方で、実現させてしまった場合を想定して早めに備える転ばぬ先の杖も必要だ。

そう考えて、この本を書いた。

モリカケ疑惑と同様に、憲法改正においても安倍総理たちが憲法改正詐欺だということを、この本を通じて知ることができるだろう。

国民投票になった時にはどう投票するか、そろそろ考えておいた方がいいのでは？

この本は世代を超えたみなさんに、小説形式で、「投票所で迷わない、憲法国民投票のツボ」を伝えるものです。これからの世代の人たちにもよりわかりやすく親しみやすく伝えるために、この本を原作としたコミック化も考えています。（筆者註・現段階では、この原稿

はまだ、たたき台と考えてください。公募する、コミックの原作の一つとしてのそれでもあります。要はあくまでP336から始まる「PART3 投票所で迷わない、憲法国民投票のツボ」だと考えています。その部分だけプリントアウトしたもの、この原稿に添えてお渡しします。コミック化のためには、PART3を中心にコンパクトに再構成した方がいいかもしれません。また、PART1～PART3、PART4～PART5をそれぞれ一つの大きなセクションとして再構成してもいいかもしれません)

PART3に詳しく書きましたが、

四つの案を四枚のクッキーにたとえて説明すると・・・

それら四枚のクッキーの中には毒入りのクッキーが混ざっています。緊急事態条項と九条自衛隊明記の二枚です。

あなたが一般国民なら、この二枚は絶対に食べてはいけません、その四枚を四枚全部食べるか、四枚全部食べないか、二択のどちらかを選ばなければ(＝投票しなければ)ならない場合には、四枚のクッキーを全部食べる選択をするのはやめるべきだし、そのことを一人

でも多くの人に伝えるべきでしょう。

安倍総理たちの緊急事態条項と九条自衛隊明記についての説明は詐欺です。詐欺のセールストークです。

彼らが企てているのは、国民投票を利用した憲法改正詐欺です。

PART3では、名探偵コナンが事件のクラクリを解き明かすように、あの超有名人が簡潔なレポート（四角い枠で囲んだ部分）に基づいて、安倍総理たち説明するの改憲のセールスポイントのクラクリを解き明かしてゆきます。

ストップ、憲法改正詐欺！

PART 1 見えない守護神

#1-1 魔訶不思議男子Q

その日曜の午後、ケンタとノリカは表参道でデートしていた。日本拳法の有段者のケンタはノリカに質問した。

「ねえねえ、日本拳法の技って、全部でいくつあるか知ってる？」

「知らないよ、いくつあるの？」とノリカ。

「拳技と蹴技だけで十あるんだよ」

「ふーん。じゃ、日本国憲法の条文って全部でいくつあるか知ってる？」

「知らないね。いくつあるの？」

「さあ、確か、百くらいあったような・・・」

「そうなんだ」

手をつなぎながらラフォーレの前を歩いていると、突然、その男子が行く手に立ちふさがった。彼はケンタと同じくらいの年に見えた。けっこうなイケメンだった。

二人が立ち止まると、そいつはノリカに微笑みかけた。

「な、なんだ、こいつ！」

ケンタは思わず身構えた。

その男子はケンタを無視して、ノリカに向かって挨拶した。

「こんにちは、ノリカ」

「え、あなた誰？　なんであたしの名前を知ってるの？」

びっくりしてそう聞きながら、

「どこかで会っているような・・・。」

と心の中で首をかしげた。

「それはじきにわかるから。ぼくのはQって呼んでね。というわけで二人、ちょっと面白いことにつきあってくれない？」

そう言ってOは小さな子供みたいに無邪気に笑った。

「オイオイ、なんでお前なんかにつきあわなきゃならないんだよ」

ケンタは食ってかかった。

「いいじゃない。どうせ夕方まで暇なんでしょ？」

○ほ、少し前にノリカに向けたのと同じような無邪気な笑顔をケンタにも向けた。

「え、なんでそんなこと知ってるんだよ？」

その通りだった。夕方から仲間と会ってカラオケに行くことになっていたが、それまでは特にやることもなく、ぶらぶらしながら時間を潰しているところだった。

「ほら、顔に書いてあるってやつだよ」

○ほまた無邪気に笑った。

——あれ、この笑顔、なんか見たことあるような……

ケンタも時間差で、ノリカと同じように思った。

「いいじゃない？　なんか面白そう！　悪い子じゃなさそうだし」

ノリカはケンタに言った。

「ああ、まあ、ノリカが言うなら。あとで借金とか取らないんだったら」

「大丈夫」

「ほんととかよ」

「うん。で、シミュレーションを始める前に聞くけど、今ここをどう思う?」

Qの質問に、二人は目を見合わせた。

「さあ、どう思うって言われても、なんて言っていいいか……」とノリカは答え、ケンタも

「ああ、まあ、強いて言えば、特に何も思わないというか……」と答えた。

「そうだろうね。OK, じゃ、とにかくスタート」

突然まぶしい光が沸き起こって、ケンタとノリカは思わず目を閉じた。

#1 2 シミュレーション1

二人が目を開けた時、Qの姿はなかった。二人はキョロキョロしながら、目の前にいたはずのQを探した。

——今のぼくは【姿が見えないモード】だから……。ここはシミュレーション空間なんだ

よ。ほら、道を見て。

二人の頭にQの音が響いた。

ケンタとノリカは表参道を見た。いつの間にやら、車の流れがすっかり途絶えていた。誰かが交通規制をしたようだった。

そして、原宿駅の方向から、青いベンツのクラシックなオープンカーがゆっくりと道を下って来るのが見え始めた。

カーキ色の制服・制帽を来た運転手がハンドルを握っていた。その隣にはちよび髭をはやした小柄な男が左右をゆっくり見ながら、どっかりと座っていた。

彼は腕に逆さ出マークの腕章をしていた。その口から出る命令には誰もが従わなければならない、独裁者だった。

青いベンツの前後を、やはりクラシックな車やサイドカー付きバイクががちりとガードしていた。

道を歩いていた人々は道のわきに人垣を作り始めた。

——ほら、二人も人垣に加わって。

またQの音が響いた。

二人は言われた通り人垣に加わって、近づいてくる車の中のチョビ髭の男を見た。ケンタはなんか見覚えのある顔だと思った。

人垣を作っている人間たちは一斉に「ハイル・ヒトラー！」と声を揃えて叫び始めた。

「ヒトラーって、あの独裁者の？」

ノリカはケンタに尋ねた。

「みたいだね。映画のロケかな？ 人垣を作っている人間は、ぼくたち以外はみんなエキストラとか？」

青いベントツはケンタとノリカの目の前を通りかかった。

左右を見回しながら乗っていたヒトラーの目が、彼を眺めていたノリカの目とあった。

ヒトラーは運転手に停車させ、二列ある後ろの座席に座っていた部下たちに、ノリカを指さしながらなにやら命令した。部下たちは車から降り、走って来て、一人の部下がノリカの腕をつかんだ。

「なにするんです??？」

「総統閣下が君を気に入られたので連れてゆく」

「そんな、け、ケンタ、助けて」

ノリカに助けを求められたケンタは叫んだ。

「何をするんだ、ノリカから手を離せ」

日本拳法の有段者のケンタはそういつて身構えた。

しかし、所詮は素人で、総統閣下を警護する猛者の敵ではなかった。別の部下がいきなりケンタの前に立ちふさがって、彼を殴り倒して、

「総統閣下の命令は絶対だ。もうお前は二度とこの女とは会えないだろう」と言い渡した。

「そ、そんなことしていいのか。警察に訴えるぞ」

ケンタは痛みをこらえながら抗議した。

もう一人の部下が拳銃をホルダーから抜いて、ケンタに銃口を向けながらあざ笑うように言った。

「訴えるだけ無駄さ。警察も裁判所も法律も犬もお前に味方しちゃくれない。かえって総統閣下を訴えた罪で、お前が罰を受けることになるだろう。おい、これでもお前が可哀そうだと思つて手加減してやってるんだ。女のことにはあきらめるんだな」

近くにいた人たちは黙って見ているばかりだった。拳銃を向けられては、ケンタには

どうすることもできなかった。連れ去られて行くノリカはケンタに顔を向けながら、涙を流していた。そして二人はまぶしい光に包まれた……。

#1-3 シミュレーション2

ケンタとノリカが目をあけた時、二人は最初にQに声をかけられた場所に立って、手をつないでいた。

二人は目を見合わせた。

「なんだったんだ、今のは？」

「さあ……」

背後から「おい君たち」という声が響いた。振り向くと紺の制服を着た巡査が立っていた。

「あ、お巡りさん、なんででしょうか？」

ケンタが尋ねると、巡査は尋ね返した。

「君たち、未成年だね？」

「あ、はい」

ケンタは答え、ノリカも頷いた。

「じゃあね、きょうから、未成年が公の場で男女交際するのを禁止する法律がはじまったから、いますぐ別れなさい。そして、もう二度と会ってはいけない。今度会ったら逮捕するよ」

「え、うそでしょ、そんな法律、聞いたことないです」

ノリカはびっくりして抗議した。

ケンタも黙っていられずに、

「そうですよ。それに第一、誰と誰がどこでデートしようと自由なんじゃなかったんですか？」

と口をはさんだ。

「だから、未成年が公の場で男女交際するのが自由でなくなる法律がきょうからはじまったと言ってるんだ。さあ、二人とも、並んで後ろを向きなさい。逆らうと今すぐ逮捕することになる。ほら、早く」

巡査は怖い顔をして命令した。二人はしぶしぶ後ろを向いた。

巡査はピストルのようなデバイスを取りだして、二人の首筋にGPSを埋め込んだ。

「ちよつと痛かったかもしれないけど、法律に書いてある通りにしたまでさ。今から君たち

の行動は常に監視され続ける。今度会ったらすぐにバレる。そしたら二人とも監獄行きだから。法律によればGPSを埋め込んでから一時間だけ猶予が与えられているから、その間に気持ちを整理してきっぱり別れなさい」

そう言い渡して巡査は去っていった。二人はまぶしい光に包まれて目をつぶった。

#1-4 シミュレーションではない今ここで

目を開けた時、二人の目の前にはOがああ無邪気な笑顔で立っていた。

「ここは、次のシミュレーションの中か？ まだ続くのか？」
ケンタは睨むような眼でOを見た。

「とりあえずはもう終わったよ」

と答えるOに、ノリカは尋ねた。

「なんで、あんなシミュレーションを？」

「それはね、伝えたいことがあるからだよ」

○はそう答えて、二人を真剣なまなざしで見つめた。

「伝えたいことって？」

ケンタが尋ねると、○は答える代わりに質問した。

「それはね……。まず聞くけど、今ここをどう思う？」

それはシミュレーションの前に聞かれたのと同じ質問だった。ケンタは答えた。

「全然いい！」

ノリカも頷いた。

「あたしも、そう思う！」

「何が全然いいの？」

○は更に質問した。

「だって、独裁者とか警官とかにひどい目に合わないで済むから」

ノリカの答えにケンタも頷いた。

○は質問を続けた。

「つまり、シミュレーション1や2の空間よりも、今この空間の方がいいってことだね？」

二人はそうだと頷いた。

「何がいいの？」

「自由があることが。だよな？」

ケンタに聞かれてノリカも頷いた。

「ええ。今までそんな風に考えたことはなかったけど。そのことを伝えたかったの？」

Qは答える代わりにあの無邪気な笑顔を浮かべた。

「そういうわけか。自由なんて空気みたいに当たり前だと思っていたから。でも……」

「でも？」

「シミュレーションはシミュレーションだから。総統閣下なんて昔の外国の話だし、未成年のデートの自由をなくす法律なんて実際にはありえないし……」

「いいや、未成年が表参道みたいな場所でデートするのを禁じる法律は、実際に今の伊朗っていう国にあるんだよ」

「ふうん、でもそれって、やっぱり外国の法律でしょ？」

「そうよ。伊朗ってイスラム教の国で、そういう国だから未成年の男女交際の自由を禁じる法律があるんじゃない？ やっぱり日本じゃ、そんなのありえない」

Qは笑いながら答えた。

「そうだね、過去の人間だとか、外国のものだとか、そこはその通りだよ。でも、問題はそこじゃないんだよ」

「そこじゃなかったら、どこだと言うの？」

ノリカは首をかしげた。Oは少し間をおいてから、その質問に答えた。

「この国には独裁者がいて好き勝手な命令を出すこともないし、君たちのデートを禁止する法律もないよね？」

「うん」

「それって、どうしてだと思う？ 何がそういうものからみんなを守ってくれているんだと思う？」

ケンタとノリカは顔を見合わせた。

「わかる、ノリカ？」

「さあ。あなたは？」

「さあ・・・なんだろう？」

二人はOを見た。Oはこう言った。

「人は空気があるから生きている。魚は水があるから生きている。でしょ？」

「そうね」

「でも、人は空気があることを意識しないで生きている。魚は水を意識しないで生きている。意識していてもいなくても、空気がなければ人は生きられないし、水がなければ魚は生きられない……」

「意識していない何か、ぼくたちを独裁者や自由を禁じる法律から守っているって、そう言いたいんだね？」

「そう」

「あたしもケンタと同じことを思った。その意識していない何かって、何なのかしら？」

「知りたい？」

Qは二人に尋ねた。二人は頷いた。

「OK。じゃ、ほら、あそこに、コーヒーを飲んでる侍姿の男の人がいるでしょ？」

Qの指さす方向を、二人は見た。道に面したカフェテラスの、外の丸いテーブルの席にその男は座っていた。彼はケンタ、ノリカ、Qの三人に向かって手を振った。

「映画から抜けだしてきたとか？」とケンタ。

「案外、タイムスリップしてきたとか？」とノリカ。

「そのことも含めて、あそこに行つて、お茶でもご馳走してもらいながら話を聞いてみて。ぼくも一緒に御馳走になるから」

○ほそう言つて無邪気な笑顔を浮かべた。

#1-5 この本のタネあかし

三人が丸いテーブルに座ると、その侍は羽織袴姿なのにブーツを履いている。彼は自己紹介した。

「わしはのー、坂本龍馬というもんじゃ」

「え、坂本龍馬つて、龍馬役の俳優さんですか？ モニタリングとか？」

ノリカは興味深そうに尋ねた。

「いや、本物じゃ」龍馬はごく自然に答えた。

「まさか」ケンタも首をかしげた。

「高知にあるわしの記念館の館長さんがわしについて、

『(彼の) 根っこにあるのは、自由と平等と平和。それらは人間の一番大事な根っこです。その根っ子が揺らぐ平成の現代と幕末は似通っている。龍馬の出現を持ち望まれているのが今の時代ではないかと思えます』

と言うちゆう(＝言っている)。

その通りだと思う。

だから、わしはあの世から今ここに舞い戻ったんじや」と龍馬。

「うそ、なんか、びっくり」とノリカ。ケンタも「だね」と。

「最初に伝えておきたいことがあるんじや。」

ケンタとノリカ、おぬしらは実は、この本の中の登場キャラなんじや。Oもわしもそうじや。

で、ここから先は今現実世界でこの本を読んでいる読者に向かって伝えたいことなんじやが、

これからわしが話すことはすべて、現実世界の読者であるおぬしらに伝えたい、現実世界のほんとうのことなんじや。

もちろん、Qがここまで伝えてきたことも、彼がこれから伝えることも、同様なんじゃ。ということで、ケンタ、ノリカ、さあ、まずとりあえずなんでも好きなものをオーダーしていいぜよ」

#16 憲法の主役

ケンタとノリカはコーヒーフロートを、Qはココアをオーダーし、それらがテーブルに運ばれて来た。

その間に話は始まっていた。

「意識していない、空気みたいな何か、ぼくたちを独裁者や自由を禁じる法律から守っているってところまではわかったんですけど・・・」

ケンタはそう切り出した。龍馬は笑いながら、

「ケンタ君は確か、拳法が得意じゃったね」

「ええ、まあ。でも、総統閣下やその部下にはかなわなかったけど・・・」

とケンタは答えた。

「じゃ、こっちのケンポーは？」

龍馬はボールペンを出し、テーブルにあった紙ナプキンに二文字書いてケンタに渡した。

【憲法】

そう書いてあった。ケンタはそれを見ながら、

「そういうものがあるということは知っているけど、それ以上は・・・」

と答えた。ノリカも、

「あたしもそんなところかな」

と答え、

「ねえ、憲法って何なんですか？」

と尋ねた。龍馬は答えた。

「家には設計図があつて、家というのは設計図の通りに建つじやろ？」

「ええ」

「それと同じように、国にも設計図があつて、その設計図が憲法なんじゃ」

「そうだったんだ」

「ああ。独裁ができない国であるように設計してある設計図に基づいて作られた国には独裁者は生まれん。また、デートの自由を奪う法律も含めて、みんなの自由を奪う法律は作れない国であるように設計してある設計図に基づいてつくられた国にはそういう法律は生まれんないんじゃ」

なるほど、とうなずいてから、ケンタが質問した。

「で、なんですけど、国の設計図ってどんな風に書くんですか？」

「いい質問じゃね。国の設計図で一番重要なのは、誰が国の主役かを定めることぜよ」

「どういうことですか？」

「ほら、一番わかりやすいのは、シミュレーション1じゃ。独裁者と、それからおぬしらも含めて、道の脇に人垣を作った人たちが出て来たじゃろ？」

「ええ」

「人垣を作った人たちは一般国民だと言つていい。そうすると、シミュレーション1には、独裁者と一般国民とが出て来たわけじゃけど、どっちが主役だったんじゃろうか？」

「それはもちろん、独裁者でしょ？」

「その通り。主役だからあんな風に命令一つでノリカちゃんを合法的に誘拐することができるんじゃない。そして国民は脇役。主役は脇役の上に立って、脇役を支配できてしまう」

「じゃ、シミュレーション1の国の設計図は、独裁者が主役の設計図ってわけね？」

「そういうこと。じゃ、シミュレーション2の主役と脇役は？」

そう問われて、ケンタとノリカはちよつと考え込んだ。

「そうね、脇役があたしたち一般国民だということはすぐにわかるけど・・・」

「ああ。でも、登場したのは、一般国民以外には巡査だけだし。でも、巡査は主役じゃあないと思うし・・・」

Qが二人にヒントを出した。

「ねえ、高飛車だったり、問答無用だったりするようないやな警察官のことをよく、『権力の犬』っていうじゃない？」

「じゃ、その犬の飼い主の、権力が主役だということ？」

「権力というのは政府とか議会とかを支配している人たちつまり権力者たちのことだと考えればいいんじゃない？」

と龍馬は答えた。

「わかった。まとめると、シミュレーション2では、国の設計図の主役は権力者たちで、脇役は私達一般国民だということになる。主役の権力者たちは脇役の僕たち一般国民の上に立つてそれを支配できる」とケンタ

「そういうことじゃ」

「あたしたちのデートの自由を奪う法律も、権力者たちが作ったものだったというわけね」

「そう。そういう、権力者たちが主役である設計図によってつくられた国では、**権力者たちは法律を作れば**一般国民のいろいろな自由を奪うことができるぜよ」と龍馬。

「でも、やりすぎると一般国民の反発を食らって、引きずり下ろされたりしちゃうんじゃない？」とケンタ。

「その通り。それは権力者たちの中の最強の権力者である独裁者にも言えることだがの。ところで、今ここのこの国の場合は、国の設計図上の主役は誰じゃ？ 独裁者？ 権力者たち？ それとも一般国民？」

「そうね・・・」

ノリカは少し迷った。それは、ケンタも同じだった。Qがまたヒントを出した。

「迷う気持ちはわかるよ。自信をもって答えられないというか……。でも、ここはシンプルに、今ここのこの国では、二つのシミュレーションの場合と違って、独裁者の命令一つでノリカが誘拐されることも、デートを禁止する法律もありえないということから、答えを出してみたらいいんじゃないかな？」

「そうね。そういう意味では、独裁者も権力者たちも主役ではないから、独裁者・権力者たち・一般国民の三択のうちで残るのは一般国民だけ。だから、そういう意味では、今ここの国の主役はあたしたち一般国民だということになる……」

「ぼくもそう思うけど」とケンタ。

龍馬は笑いながら言った。

「正解じゃよ。その一般国民であるおぬしらがあまり自信なさそうに正解を口にする気持ちも、またどうしてそんな風に答えるようになってしまっているかという事情もわかるけどのー」

「事情って、どんな？」

ノリカは質問した。

「この国では、教師も親もエライさんも子供たちに憲法を教えたり主役イシキを育てたりし

てきてはいないからのー、ほとんど全く。でな、これまで話した流れの中で、是非、押さえ
ていて欲しいことがあるんじゃない？」

「どんなことを、ですか？」とケンタ。

「国の設計図上の主役は脇役をシステム上支配することができるわけじゃ。シミュレーショ
ン1で独裁者が一般国民を、シミュレーション2で権力者たちが一般国民を支配できるよう
にのー」

「そこはわかりました」

「OK。じゃ、同じように考えたら、今ここのこの国では、主役である一般国民の一人の君
としてはどういふことが言えるかのー？」

「えーと、主役は脇役の上に立ち、それを支配できるんだから、一般国民は権力者たちの上
に立って、それを支配できるっていうことに……。そういうことが本当にできるんですか？」

ケンタはいかにも自信なさそうな顔をしていた。

「わかるよ。今のおぬしの気持ち。みんなの主役イシキを育てることを、教師も親もエライ
さんもほとんどしないで来たからのー。でも、そういうことが可能だつてことの例を一つ教
えようか？」

「どんなことですかね？」

「ほら、選挙。国の設計図である憲法の主役は一般国民で、みんなが一票ずつ選挙で投票できる。脇役である権力者は選挙で負ければ権力者の座を降りないわけにはいかないんじゃ」

「ああ、確かに・・・」

「それだけじゃない。一般国民は選挙で自分たちのために働いてくれる人たちを国会の多数派にすることができると。そういう多数派の中から内閣というものができて政治を取り仕切る。そのように、主役である一般国民が議会と内閣の上に立つシステムを、憲法は、主役である国民のために設計し、作らせているんじゃ。」

「そういうシステムを活かせるかどうかは主役であるみんな次第なんじゃが」

「わかりました。まだ、一応、くらいだけど。ね？」

「ケンタはノリカを見た。ノリカも頷いた。」

「嬉しいのー。それで十分じゃだよ、とりあえずは。のー、〇？」

「〇は無邪気に笑いながら頷いた。」

#1-7 見えない守護神

「質問があるんですけど」とノリカ。

「なんじゃな？」

「まず、システムっていう言葉がでてきたけど、憲法って、選挙とかも含めて、国のシステムの設計図なんですかね？」

「そうじゃね。国は木やコンクリートなんかで作る建物じゃないからの。憲法は国のシステムとか制度とかの設計図だって言った方がいいかも」

「わかりました。それで、次の質問なんですけど、憲法には大きくわけて、独裁者が主役の憲法と、権力者たちが主役の憲法と、一般国民が主役の憲法と、三種類あるということになるんでしょうか？」

「そう考えるのが、きょう話すこととの関係では、わかりやすくいいと思うぜよ」

「独裁者や権力者たちが主役の憲法はあたしたち一般国民から自由を奪える、彼らにとっての黒魔術の杖だとすれば、

一般国民が主役の憲法は、独裁者や権力者たちが私たち一般国民の自由を奪えないように守ってくれている、そういう見えない守護神だということになるのね」

「その通りじゃ。その見えない守護神がどんな風に、目に見えない形でみんなを守ってくれちよるか、もう少し見てみようか？」

「お願いします」

「じゃ、Q、君の出番じゃ。またシミュレーション空間に二人を連れてってあげちゃれ」

「了解。じゃ、行ってみようか？」

Qはケンタとノリカに向かって微笑んだ。まぶしい光が二人を包み込んだ。

#1-8 シミュレーション4-1

目をあけると二人は高校の制服を着て、クラスメートたちと一緒に、ホームルームの時間で、文化祭で何をするか話し合っていた。

「マンガ喫茶をやろう」

「お化け屋敷をやろう」

「ファッションショーをやろう」

といったアイディアが出た。

ノリカはハイと手をあげて、

「ミュージカルをやろうヨ」

と提案した。

みんなでわいわいがやがや話し合ったが、全員一致で何をやるか決めることはできず、

そうしているうちにホームルームの終わる時間が迫ってきた。

「それでは、全員一致で決めることができないうちに時間がなくなってきたので、多数決で決めましょう」

と宣言した。

多数決の結果、ノリカの提案したミュージカルをやることになった。

まぶしい光がケンタとノリカを包んだ。

目をあけると二人は高校の制服を着て、クラスメートたちと一緒に、ホームルームの時間で、文化祭で何をするか話し合っていた。

「マンガ喫茶をやろう」

「お化け屋敷をやろう」

「ファッションショーをやろう」

といったアイデアが出た。

ノリカはハイと手をあげて、

「ミュージカルをやろうヨ」

と提案した。

みんなでわいわいがやがや話し合っているうちに、いきなり先生が立ち上がって、

「よし、そこまで。先生は書道パフォーマンスをみんなでやったらいいと思う。どうだ、面白そうだろ？ よし、決まりだ、書道パフォーマンスをやることにしよう」

え、マジかよ、何それ、だったらなんでうちの意見を聞いたの、などなど生徒たち不満を口にした。先生はどんと机をたたき、

「うるさい。一応意見を聞いて、俺と同じ意見がでるかどうか、確かめたかっただけだ。最初から俺が決めてもよかつたんだけどな。これ以上文句を言う奴は廊下に立たせるぞ」と叫んでみんなを黙らせた。

まぶしい光がケンタとノリカを包んだ。

#1 10 あたしたち目線からは

目を開けると二人はカフェテラスのテーブルに戻っていた。

Qは二人に向かって無邪気に微笑んだ。

「今のシミュレーション4-1と4-2について、二人の思ったことを話してみて」

まず、ケンタが自分の思ったことを口にした。

「今どき、シミュレーション4-2のような先生はいないと思うけど、でも、そういう先生

が実際にいたら、そういう教師が担任のクラスには入りたくないというか」とケンタ。

「あら、あたし、結構Mだから、そういう教師に支配された方が快感かも」とノリカ。

「マジ?」

「ジョーダンよ、当然。あんなやつに支配されるなんて、ムリ。ホームルームの時間五十分を消化するためとか、そう言った目的のために生徒たちに話させておいて、でも、結局は自分の考えをみんなに押し付けて、逆らうと罰するって脅すんだから」

「全くだよね。そんなことするんだったら、最初から自分の考えをさっさとみんなに押し付けてホームルームを終わりにして、次の時間まで遊ばせてくれるとかした方がまだ良かったです。結局、俺らには自由に考えや意見を言ったりして、話し合っただけで決めることはできないんだから」

○は二人に質問した。

「シミュレーション4-1と4-2はそれぞれ、どんな憲法の空間だと思う?」

「そうね、4-1はあたしたちが主役の憲法の空間で、4-2は独裁者が主役の空間」とノリカ。

「いや、担任の先生は誰かの子分で、そういう意味では権力の犬だから、権力者たちが主役

の憲法の空間じゃないかな？ あ、先生は独裁者の子分の子分のそのまた子分かもしれないから、そういう意味では、もしかしたら、独裁者が主役の憲法の空間かも・・・」とケンタ。

「なるほど、かもね」

「ああ。でも、話し合っているうちに思ったことがあるんだよね」

「何？」

「うん、それはね、俺らからみたら、独裁者が主役の憲法も権力者たちが主役の憲法も、俺らの自由を奪える黒魔術の杖だという点で同じだということ。独裁者は、最高の権力者なんだしね」

「そういう意味では、あたしたち目線からは、憲法は、あたしたちが主役の见えない守護神憲法と、独裁者または権力者たちが主役の黒魔術の杖憲法と、二種類しかないということになるわよね？」

一般国民が主役の憲法Ⅱ見えない守護神憲法Ⅱ私たちの自由を守る憲法。

独裁者または権力者たちが主役の憲法Ⅱ黒魔術の杖憲法Ⅱ私たちの自由を奪う憲法。

自由を守るか奪うかが、守護神か黒魔術の杖かが、二種類の憲法の大きな違いだってこと

ね」

「そうじゃね。そういう風に考えると、これから話すことが理解しやすくなると思うぜよ」
龍馬は頷いた。

PART 2 主役が見えると憲法がわかる

#2-1 国民が主役という意味の

「今の話の中で見えてきた、みんなが主役の憲法と、独裁者または権力者たちが主役の憲法との違いをまとめてみてもらっていいかな？」と龍馬。

ケンタとノリカは頷き、ケンタが自分なりのまとめを口にした。

「俺ら一般国民が主役の憲法は、俺らが自分の意見や考えを口にしたりする自由、みんなで話し合って決める自由を守ってくれている。でも、独裁者または権力者たちが主役の憲法は、独裁者や権力者が勝手に決める自由は守っても、俺らが自分の意見や考えを口にしたりに決める自由は守ってくれない」

「あたしもそう思う。ねえ、龍馬さん、ほら、言論の自由って言葉があるでしょ。それって、4-1のように、自分の意見や考えを口にしたりに書いたりする自由のことなのね？」

「そう。今この空間の憲法が言論の自由を保障しているというのは、そういう自由を保障していることなんだね」

「意見や考えを口にするだけじゃなく、みんなに関係することを上から押しつけられることなくみんなで決める権利も、保障されているということよね？ あれ、あたし、権利っていう言葉を使っていた・・・」

「それでいいんだよ。憲法で権利という言葉を使う場合には、

『私たちにはみんなで話し合っただけで決める自由がある。独裁者または権力者たちよ、あなたたちが私たちの自由を奪うことはこの憲法では禁じられている。この憲法では、あなたたちにはそういう自由はあなたたちにはない』

というような、独裁者または権力者の好き勝手を禁止するというはつきりとした意味がある。そう考えたらいいと思うよ」

「憲法の言葉でそういう権利のことはなんて言うんですか？」

「決める権利だから、決定権。独裁者を含めた権力者ではなく一般国民に決定権があるというのを、『国民には最高決定権がある』とか表現するんだよね。今この空間の憲法の主役は一般国民なんだから、当然、最高決定権も主役である国民にあるということになるんだ

よね」

ケンタは、

「一般国民が主役だつてことは、憲法の言葉ではなんていうんですか？」

と質民した。龍馬は答えた。

「国民主権っていうんだよ。ついでに説明しておくど、ほら、『民主主義の憲法』という言葉があるでしょ？」

「うん」

「それは『国民が主役という主義の憲法』という意味なんだよね」

「なるほど。よく『民主主義イコール多数決』みたいにいるけど、『民主主義』っていう言葉の意味は、本当は、もつともつと深くて広い意味があるというか・・・」

「その通り。ねえ、ノリカちゃん、今君は、『民主主義イコール多数決』をどう思うかな？」

「そうですね、そういう風に言うだけでは舌足らずというか・・・」

「つまり？」

「つまり。4―1みたいに、みんなで決めることがある時に、まずみんなが自由に意見や考

えや案を出し合って、お互いに質問し合ったりしてお互いの理解を深めながら、できれば全員で一致できる案を採用する。時間切れなんかで全員一致できる案を決められない場合は、最善のやりかたではないけど、現実的に考えて、多数決で決める。そういうのが民主主義的な決め方」

「ぼくもそう思うよ。ところで、もっと憲法のことを知りたいかな？」

「ええ」

「じゃ。Q、次のシミュレーションを頼むね」

「了解」

Qはケンタとノリカをまぶしい光に包んだ。

#2、2 シミュレーション5—1

目を開けた時、ケンタとノリカは駅前にいた。

ケンタはギターを弾き、ノリカはそれをバックに文化祭でやるミュージカルのテーマソング

グを歌っていた。本番に備えて人前で歌って度胸をつけるためにそれをしていた。

突然警官が現れて中止と叫んで、有無を言わせず、二人のパフォーマンスを中止させた。まぶしい光が二人を包み込んだ。

#2、3 シミュレーション5-2

目を開けた時、ケンタとノリカは駅前にいた。

ケンタはギターを弾き、ノリカはそれをバックに文化祭でやるミュージカルのテーマソングを歌っていた。本番に備えて人前で歌って度胸をつけるためにそれをしていった。

突然警官が現れた。彼はケンタとノリカのパフォーマンスが特に交通の妨げにはなっていないし、また、音もそんなに大きくなく、騒音として周囲に迷惑をかけてはいないと判断して、ノリカの歌に耳を傾けながらゆっくりと立ち去った。

まぶしい光が二人を包み込んだ。

#2-4 パフォーマンスの自由＝表現の自由の一つ

目を開けた時、二人はカフェテラスのテーブルにもどっていた。

「もうわかるよね。どういふことか？」

Qは二人に尋ねた。

「5-2の、俺らが主役の憲法の空間では保障されている。パフォーマンスの自由が、5-1の、権力者が主役の憲法の空間では保障されていないから警官は俺らを有無を言わず中止させた」

「そういうことだね。パフォーマンスの自由は、憲法の言葉で言えば、表現の自由の一つなんだけど、みんなが主役の憲法では保障されているその表現の自由は、権力者が主役の憲法では法律または命令で奪うことができるから、警官は合法的に中止させることができたんだ」とQは説明した。

「でも」とノリカはQに質問した。「ちょっと気になったんだけど、警官は交通の妨げにもなっていないし、騒音にもなっていないって判断したから何も言わずに立ち去ったんだよ

ね?」

「そうだね」

「じゃ、交通の妨げになっていたりとか騒音になっていたりとか警官が判断したら、中止させることができるってこと?」

「そういうことだね。警官は『君たちの表現の自由』と『通りかかった人たちの往来の自由』と平穩に暮らせる自由』を天秤にかけて、『君たちの表現の自由』は『通りかかった人たちの往来の自由と平穩に暮らせる自由』を侵害しているとは言えない、だから君たちのパフォーマンスは、たとえ道路交通法上の許可をもらっていなくても、中止させる必要はないって判断して、黙って立ち去ったんだ」

「でもさ、Q 駅前で歌なんか歌っているのを見ると、通りががりの人が迷惑そうな顔をしなくても、お巡りさんが有無を言わず中止させちゃうのを実際に見たことあるよ。私たちが主役のはずの、この現実空間で・・・」

「そういうお巡りさんの対応の方が本当はおかしいってことなんだよ」

Qはしれつと答えた。

「そうなんだ。うん、わかった」

龍馬は口をはさんだ。

「誰かと誰かの自由がぶつかるような場合には、それぞれの自由や権利を天秤にかけてどっちを優先させるか判断するというのも、みんなが主役の憲法に書かれていることの一つなんだよね。公共の福祉という言葉で」

「公共の福祉？」

「うん。いずれまた機会があれば、それについてもちゃんと説明するとして、

今は、みんなが主役の憲法がみえない形でどうみんなを守っているか、あといくつか、シミュレーションを通じて体で感じてほしい。Q、頼むよ」

「OK」

#2、5 自己決定権のない空間のシミュレーション

目を開けた時、二人は手を組んで歩いていた。交番の前に差し掛かったところ、若い巡査と中年の巡査、二人の巡査が飛び出してきた。

若い巡査はケンタを捕まえて、

「若い男は今日から坊主頭でないといけないことになった」

と告げ、バリカンでケンタの髪の毛を刈り取った。

中年の巡査はノリカを捕まえて、

「きょうから若い女のピアスは禁止されたから」

と告げ、ノリカに耳のピアスを外させて没収した。

若い巡査は二人に尋ねた。

「ところで君たち、スマホは持っているか？」

二人がはいと答えると、巡査は言った。

「スマホに×××のゲームソフトは入っているかい？」

「自分の方には入っていますが」

ケンタが答えると、巡査は告げた。

「そのゲーム、先週から法律で禁止になっているから、今すぐ、本官の目の前でソフトをアンインストールしなさい」

#26 病院でのシミュレーション

目をあけるとノリカは一人で病院にいて、会計の順番を待っていた。やがて彼女の番になった。カウンターに行ったノリカは請求額を見てびっくり。病院の職員に尋ねた。

「風邪で七千五百円って、高すぎませんか？ 保険はきかないんですか？」

「保険って、なんのことですか？」

#27 バイト先でのシミュレーション

目をあけるとケンタは一人で、バイト先でバイト代を受け取るところだった。

彼は受け取ったバイト代がいくらか確認したところ、思った金額の三分の一くらいしかなかった。

「これって少なすぎじゃ。時給で言ったら、最低賃金よりも三分の一にもならない金額じゃないすか？」

「最低賃金？ いったいぜんたいなんのことだ？」

#2-8 自分の幸せを追求する権利

目を開けると二人はカフェテラスのテーブルに戻っていた。

「それじゃ、今の三つのシミュレーションについて、思ったことを言ってみて」

Qに言われて、まずノリカが思ったことを口にした。

「そうね、三つとも、権力者があたしたちの自由を法律で奪うことができる空間。つまり、権力者が主役の憲法の空間だと思った」

「そういうことだね」

「で、バリカンでケンタの髪の毛が刈り取られたシミュレーションでは、あたしたちのファッションの自由が、法律か命令かのどちらかで奪われた」

「そうだね」

「で、あとの二つだけ」ケンタが口を挟んだ。「病院のシミュレーションでは、なんか保険では病院にかかれる権利がない憲法の空間で、バイト先のシミュレーションでは最低賃金が保障される権利がない空間だつてことになるよね」

「そうだね」

ノリカは龍馬に質問した。

「ファクションの自由の権利、保険で病院にかかれる権利、それから最低賃金を保障される権利は、今このあたしたちが主役の憲法には書いてあるんでしょ？」

「ああ、書いてあるよ」

「そういう言葉で書いてあるんですか？」

「それに答える前に聞きたいんだけど、ねえ、今この憲法はなんていう名前の憲法か知ってる？」

「なんか、どこかで聞いたか読んだかしたと思うけど、確か、ニホンコクケンポーとかでしよ？」

「そう、日本国憲法。その日本国憲法の中に、一人一人がそれぞれの幸福を追求する権利と

「というのが書かれているんだよね」

「ふうん、それ、なんかクールかも」

「でしょ？ で、自分の幸せを追求する権利だから、自分の好きなヘアスタイルをしたり、自分の好きな服を着たり、自分の好きなアクセをつけたり、好きなゲームをしたりする権利も含まれている。」

「自分の生き方や在り方や見せ方や暮らし方なんかを自分で決められる権利が保障されているということになる。」

「そういう権利を、自己決定権という」

「なるほど。自分の幸せを追求していい権利なんだから、当然、自分の好きな人とつきあったりする権利もあるってことね？」

「そう」

「シミュレーション1や2では、そういう自分の幸せを追求する権利を奪われたってことなのね？」

「その通り」

#29 3つの特徴

「どうかな？ だいたい憲法のこととはわかってきたんじゃないかな？」

龍馬の質問にケンタとノリカは頷いた。

「今この空間の憲法、日本国憲法には、三つの特徴があるんだよね。一つ目は、一般国民みんなが主役の憲法だということ」とケンタ。

「国民主権の憲法だということね？」ノリカは尋ねた。

「そう。二つ目は、みんなが独裁者や権力者に縛られたり一つの色に染められたりすることなく個性的な個人として生きる自由と権利が保障されていること。もう少し難しい言葉で言うとうと、みんなの基本的な人権が尊重されていること」と龍馬。

「キホンテキジンケン？」

「そう。人が生まれながらにして当然に持っている権利。それが当然のものとして尊重されている、そういう憲法。そして、三つめは、戦争に巻き込まれずに平和に生きられることを保障するルールが入っている憲法だということ」

「そうなんだ？」

「うん。憲法の言葉でいうと、平和主義」

「ヘイワシユギか。悪くないね」とケンタ。

「だよ。まとめると、日本国憲法の三つの特徴は、国民主権、基本的人権の尊重、そして、平和主義」

「三大セールスポイントってことだね？」

「そういつてもいいね」

「三大チャームポイントかも」ノリカは微笑んだ。

「それ、いい言い方かも。で、三つの特徴の中で、一番ユニークなのは平和主義なんだよね」と言ったのはOだった。

「そうなんだ？」

「というのも、日本国憲法には『日本は軍隊をもちません。兵器をもちません』というルールが書かれていて、そういうルールを持つ憲法は世界中で、日本国憲法ただ一つなんだよね」

「すごい」

ノリカは手を叩いた。

しかしケンタはちょっと心配そうな表情で、つぶやくように言った。

「でも、軍隊を持たなくて大丈夫なの？」

「そのことについてはこの先で触れるとして、そういった話に行く前に、もう少し一緒に考えたいことがあるから。そのことを考えてからケンタの質問の答えを考える方がわかりやすいと思うしね」

○ほ笑いながら答えた。

#2 10 権力者が主役の憲法が日本にもあった

「何なの？ そういった話に行く前に、もう少し一緒に考えたいことって？」

ノリカは質問した。

「ああ。実感の話っていうか・・・」

「実感？」

「うん。ねえ、生まれてから今までの間に、憲法を実感したことってあった？」

「ううん」

「当然、それが自分たちが主役の見えない守護神憲法だということを実感したこともなかったということだよね？」

「うん」

「じゃ、生まれてから今までの間に、独裁者または権力者たちが主役の黒魔術の杖憲法を実感したこともなかったでしょ？」

「うん。きょうのいろいろなシミュレーションを体験する中で、ちよつとは実感できたかなって……」

「黒魔術の杖憲法が日本にもあったことも知らなかったでしょ？」

「そんな憲法、いつあったの？ 江戸時代とか？」

「江戸時代の日本には憲法はなかったよ。その次の時代の明治時代にできた憲法は、見えない守護神憲法ではなくて、黒魔術の杖憲法だったんだよね」

「ほんとに？」

「うん。その憲法は大日本帝国憲法というもので、法律でみんなの自由や人権を奪うことのできる憲法だったんだ」

「そうだったんだ？」

「うん。それだけじゃない、戦争OKの憲法でもあったんだよね。」

そういう憲法を持つ国だった日本は昭和の時代に入って、黒魔術の杖によって政府のやりかたに反対する人達の口を封じて黙らせ、みんなを戦争に引きずりこみ、三百十万人もの軍人・市民の戦争犠牲者を出し、広島・長崎に原爆まで投下されて、一九四五年八月十五日、戦争に負けた。

亡くなった二百三十万人もの軍人の多くは餓死と病死だったと言われているんだよね。権力イコール政府が負けの見えた戦争を勝っていると言い張って無責任に非現実的にめっちゃくちやに戦争をやり続けた結果……」

「考えられない……」

「全くだよ。戦前の大日本帝国憲法の三つの特徴は、独裁者または権力者が主役、みんなの人權は法律で制限できる、戦争OK、この三つだったんだよね。そのおかげで、彼らに支配された国民は、特に戦争中にエライ目にあった。三百十万人も死んだんだから、家族・親戚のうちに死者のいない方が珍しかったんじゃないかな。みんなの生活を犠牲にして戦争を続けた結果ほとんどの人が飢え、家や家族や夫や恋人や友達を失い、爆撃や原爆投下で国は

めちゃくちゃになった」

「それで、戦争に負けたあと、真逆の、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つを特徴に持つ今の憲法ができたんだね」

とケンタは言った。

「そう。そして、独裁者または権力者が主役、みんなの人権は法律で制限できる、戦争OK、という三つの特徴を持つ黒魔術の杖憲法、大日本帝国憲法は歴史の表舞台から引退したんだよね、いったんは……」

「『いったんは……』って？」 ノリカは龍馬の言い方が引っかけた。

「それは、今から話す、『投票所で迷わない、憲法国民投票』の中で話すよ」と龍馬は答えた。

PART 3 投票所で迷わない、憲法国民投票のツボ

#30 四枚のクッキーの中には毒入りクッキーが混ざっている。

「憲法国民投票は今年二〇一八年夏〜来年二〇一九年夏までの間に行われることになるだろうね。

たとえば名探偵コナンが事件のカラクリを解き明かすように、安倍総理を親玉とする自民党の改憲案のカラクリを解き明かすことが、今、みんなに必要なんだよね。カラクリを知らない、あとで悔やんでも悔やみきれないようなことになりかねないから。

その憲法国民投票では、自民党のリーダーシップのもとに作られた四つの案が国民投票にかけられるだろう。

四つの案を四枚のクッキーにたとえて説明すると・・・

この四枚のクッキーの中には、一般国民にとっては毒入りのクッキーが混ざっている。

でも安倍総理たちはそれらが毒入りだということは知らせないまま、一般国民にそれらを食べさせよう（＝賛成の投票をさせよう）としている。

そういう国民投票なんだよね」

Qは説明した。

「ほんとに毒入りが混ざっているの？」とケンタ。ノリカも信じられないという顔をした。

「ああ。それは緊急事態条項と、9条自衛隊明記という、ぼくたち一般国民にとっては毒入りのクッキーがね。それは、独裁者や権力者たちにとってはとてもおいしいクッキーなんだけどね」

「わかりやすく説明して」

ノリカはリクエストし、ケンタも頷いた。

「その説明は龍馬さんにしてもらうよ」

Qに言われた龍馬は頷き、説明を始めた。

#3 1 クッキー1 緊急事態条項という毒入りクッキー

「自民党のリーダーシップのもとに、国民投票にかけられる四つの案Ⅱ四枚のクッキーは次の通りなんじゃ。

クッキー1…緊急事態条項

クッキー2…自衛隊を軍隊にして、日本の外でも武力を使えるように、戦争に参加できるようにするための案

クッキー3…教育の無償化の案

クッキー4…参議院の選挙区に関する案

（筆者註…二〇一七年十一月二十八日の時事通信によれば、「自民党憲法改正推進本部は

改憲案には『無償』の文言を明記せず、二〇一二年の党改憲草案に沿って、国に『教育環境の整備』を求める努力義務規定の追加にとどめる方向で検討することになった『とのことですが、とりあえずクッキー3は『教育の無償化の案』のままにしておきます。彼らが国民の大多数に受け入れられるような、別のいかにもおいしそうなクッキーを今後出してくる可能性も意識においておいた方がいいかもしれません」

「毒入りってどれ？」とノリカ。

「まず、クッキー1の緊急事態条項。これを持つ憲法は、この条項が宣言され発動されることによって権力者中の権力者である独裁者が実質的にこの国の主役になって、なんでも好き放題に法律を作ることのできる憲法になるんじゃない」と龍馬。

「ほんとに？」

「ああ。クッキー1、緊急事態条項が宣言され発動されると、憲法上、一番最初のシミュレーションのようなことが起きることになる。総理大臣の決めたことがすぐにそのまま法律になる。みんなの権利や自由も奪える法律も作れるぜよ」

「総理は神なり、法律なり！」とQ。

「そういうこと。クッキー1、安倍総理をトップとする自民党の緊急事態条項がどういいうものか、もっと具体的に詳しく知りたい？」

ノリカもケンタも頷いた。

「じゃ、まず、安倍総理たちのセールスポイントとそのカラクリの説き明かしをまとめたレポートを見てほしいんじゃ」

龍馬はケンタとノリカに次のようなレポートを渡した。

★安倍総理や緊急事態条項を憲法に入れたい人たちが宣伝している緊急事態条項の国民向けセールストークと、そのカラクリの説き明かし

安倍総理たちのセールストーク1

災害対策に緊急事態条項は必要です。東日本大震災や熊本地震のような緊急事態対処の憲法規定があれば、多くの国民を災害から守ることができました。来るべき大災害に対処する憲法規定が必要となっています。

1のカラクリ説き明かし

東日本震災の被災地となった現場の知事たちのほとんども熊本の知事も、災害対策として緊急事態条項は不必要、かえって災害対策の妨げとなる、それよりも現場に権限をおろしてほしいと言っています。起こりうる事態を十分に予測して事前に十分な準備をしておけば、法律で十分に対応できます。(1のカラクリの説き明かしの裏付けとなる新聞記事等、九十ページ〜九十六ページ)

だのに何故、安倍総理たちは「災害対策に必要な」とみんなに説明してそれを憲法に入れようとしているのでしょうか？

安倍総理たちのセールストーク2

緊急事態条項によって独裁権力が生まれることはありません。「国民の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」というルールや「事後に国会の承認を得なければならぬ」という、独裁者を生み出さないためのルールがちゃんと書いてあります。

2のカラクリの説き明かし

総理大臣は、内閣の親玉であると同時に、国会の多数派の議員たちの親玉でもあり、小選挙区は親玉に逆らうと公認してもらえず当選は困難なので、多数党の議員たちほとんど全員、総理に逆らえません。

絶対多数党の親玉である総理が通したいものは何でも国会で通り、事後承認が得られないわけはありません。

また「何が最小限の制限か」を決定するのは、総理を親玉とする内閣であり、誰もその決定を取り消させることはできません。結局、総理は法律と同一の効力を持つ政令を独裁的に決めることができるのです。

安倍総理たちのセールストーク3

法律と同一の効力を持つ政令を作れるのは総理ではなく内閣なので、内閣が反対すれば法

律と同一の効力を持つ政令は作れず、総理に独裁権はありません。

3のからくりの説き明かし

内閣のメンバーは親玉である総理の意志に逆らえないので、総理が決めたことか、総理がOKしたことか、どちらかだけが法律と同一の効力と同一の効力を持つ政令になります。つまり、総理は独裁権を持つことになります。そういうものとして、緊急事態条項はデザインされ、計算づくで書かれています。

世界史に名高い独裁者であるナチスドイツのヒトラーに独裁権を与えたのは、全権委任法というものでした。その全権委任法も内閣に独裁権を与えるものでしたが、内閣のメンバーは誰もヒトラーに逆らえなかったので、結局、全権委任法はヒトラーに独裁権を与えるものだったのです。

(2と3の詳しい裏付け解説、七十七ページ〜八十九ページ。)

安倍総理たちのセールストーク4

この緊急事態条項を、ナチスドイツの独裁者ヒトラーを生み出した、ドイツのワイマール憲法の緊急事態条項と同一視する人がいますが、決してそうではありません。

4のカラクリの説き明かし

安倍総理たちの提案する緊急事態条項の実態は、ヒトラーを生み出したワイマール憲法の緊急事態の進化バージョンと言えます。

ワイマール憲法の緊急事態条項そのものの中には、ヒトラーに独裁権を与える条項はなく、彼は、独裁権を得るためには、別に全権委任法を作る必要がありました。

しかし、安倍総理たちの緊急事態条項の中には最初から総理に独裁権を与える条項が入っています。その意味で、安倍総理たちの提案する緊急事態条項の実態は、ヒトラーを生み出したワイマール憲法の緊急事態の進化バージョン、より強力な黒魔術の杖だと言えます。

(詳しい解説、七十四ページ〜七十七ページ)

安倍総理たちのセールストーク5

自民党の緊急事態条項案のような規定は、外国の憲法でも、ほとんどの国で盛り込まれているところです。

5のカラクリの説き明かし

「この毒入りクッキーはほとんどの人が食べています。だから、あなたもこの毒入りクッキーを食べなさい」と言われても、毒入りは毒入りなのだから、食べてはいけません。緊急事態条項についても、それと同じことが言えます。(より詳しい解説、八十九ページ〜九十ページ)

まとめ

結局、安倍総理たちは災害対策など1〜5という詐欺的な説明によって、総理の独裁と国民の自由・人権の制限が可能になる緊急事態条項を憲法に入れようとしているということに

なります。詐欺的な説明によってそうしようなんて、狡いと思いませんか？

安倍総理を親玉とする今の自民党は、自由民主党なのに、不自由非民主の実現を図っている、不自由非民主党なのではないでしょうか。

「龍馬さん、あたし、この結論、間違っていないと思うよ」とノリカ。

「自分も。やっぱ、クツキー1は毒入りなんだよね」とケンタ。

「そうなんじゃ。」

この紙を読んだだけでは納得できない人も、納得できたけどもつと深く知りたい人もおるじゃろーのー。そういう人たちのためにも、これからクツキー1をもつと詳しく説明するけん、よかったら聞いて」と龍馬は言った。

4のカラクリの説き明かし

ケンタはあの男の顔を思い出し、龍馬に尋ねた。

「質問があるんだけど、ほらあの、一番最初のシミュレーションに出て来たちよび髭の独裁者……」

「ヒトラーのことだね？」

「うん、多分。あの独裁者のヒトラーも、その緊急事態条項を利用して独裁者になったとか？」

「まあね。」

ヒトラーの場合はまずドイツのワイマル憲法という憲法の緊急事態条項を利用して言論を封じ邪魔者を排除し、議会でも反対政党の議員たちを逮捕したり議席を無効にしたりして、国会議員の大多数が自分のイエスマンで占めるようにして、それでも足りない人数分の議員たちは脅迫的雰囲気の中で仲間に取り入れて三分の二議席を確保し、

<http://shino.pos.to/master/?viewDetailed=00070>

数の力によって、ヒトラーを親玉とする内閣が法律を作ることができるようにする全権委任法を通過させて独裁権を手に入れたんじゃ。

親玉のヒトラーに逆らえる者は誰もいなかった。だから、ヒトラーの考えが法律になるか、ヒトラーがOKしたことが法律になるか、どちらかしかなかった。

全権委任法は字面を見ると内閣が独裁者だったけど、実質的にはヒトラーが独裁者だった

「そうなんだ……」

「これから説明するように、クツキー1には最初から総理を親玉とする内閣が法律（と同等の効力を有する政令）を作ることが出来るルールが書かれちゅう。

だからヒトラーのようにまず邪魔者を排除するなんて手間をかけ、そのあとに独裁権を手に入れる必要はなくて、

クツキー1が通れば、あとはただそれを宣言し発動するだけで、いつでも総理はヒトラーみたいに独裁権を手に入れることができるぜよ。

その意味で、独裁者になりたい者には使い勝手のよい進化バージョン、より強力な黒魔術の杖なんじゃ」

「なんと・・・」

「憲法の中のほかのルールがどれもみな、国民みんなが主役のルールだったとしても、緊急事態条項が宣言され発動されれば内閣のメンバーである大臣たちの親玉である総理大臣の考えることにみな従わなければならなくなり、ほかのルールは全てフリーズしたに等しくなってしまう」

「あたしたちから見たら、黒魔術の杖どころか悪魔そのものみたいな、超猛毒な憲法ルールね」

「その通りじゃ。安倍総理たちの緊急事態条項がどういうものか、その具体的ルールのカラクリについて、これから説き明かしてゆくぜよ」

2と3のカラクリの説き明かし

緊急事態条項の具体的なルール1：総理は思いのままに『その他の法律』を作って発動することによって、独裁者になれる。

「まず、クッキー1の最初の部分に、なんでも緊急事態条項を発動させるための口実にできちゃいかねない仕掛けがあるんじゃないよ」と龍馬。

「仕掛け？」とノリカ。

「そう。こう書いてある。」

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、

内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害

その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めると

ころにより、

閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができよう。

仕掛けというのは『**その他の法律で定める緊急事態**』なんじゃ。わかるかな、どういう仕掛けか？」

「えっと・・・わかった、『その他、法律で定めてしまえばなんでもOKの緊急事態』でしょ」

とノリカは答えた。

「どうということ？」

首をかしげるケンタに、ノリカは説明した。

『**その他の法律で定める緊急事態**』を『**その他、法律で定めてしまえばなんでもOKの緊急事態**』と置き換えると、見えやすいかも。

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、

内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害

その他、法律で定めてしまえばなんでもOKの緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、

閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。」

「なるほど。総理大臣の率いる権力⇨政府⇨国会の多数党が決める法律に書かれていることが緊急事態になるということか。これまた、権力者が主役の発想だな」とケンタ。

「そう。その法律を解釈して緊急事態を発するのも総理大臣なんだよね。結局、総理は思いのままに『その他の法律』を作って宣言し発動し、独裁者になれちゃうのよね」

「その他の法律を作って、それによって緊急事態を発するまでもなく、日本のどこかで地震が起こったら、それを口実に緊急事態を宣言し発動することができちゃう。日本は地震大国だから・・・」

伝染病なんかも、緊急事態を宣言し発動して独裁権を手に入れるための口実に使えちゃう」龍馬は「その通りじゃ」と頷き、その先を話した。

緊急事態条項の具体的なルール2：国会の多数派を率いるのは結局総理大臣だから、国会

の承認は必ず得られる。

緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、

事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

「どうじゃ、これって？」龍馬は質問した。

「この紙に書いてあるように、国会の多数派の親玉は結局は総理大臣だから、国会の承認は得られるだろうね。事後でもいいんだから、まず口実を作ってさっさと緊急事態を宣言し、法律と同一の効力を持つ政令をどんどん作って、それをみんな後から国会に承認させるのなんて楽勝にできちゃう」

ケンタはそう答えた。

「そういうこと。」

国会の承認が必要だから、総理は独裁者にはならない、だから問題ないと言う人もいるけど。でも、

今だって、総理に逆らえる自民党の国会議員なんていないし、いても勇気のあるごく少数

に限られるだろうから、国会の承認は得られないわけがない。

字面はともかく、現実的に考えたらそういう結論しかない」とQ。

「なるほど」とケンタ。龍馬は説明を続けた。

「Qの言う通りじゃ。」

繰り返しになるけど重要なポイントだからあえてもう一度言うぜよ。

ヒトラーが独裁権を握るために作らせたのは全権委任法という法律だったんだけど、

その法律は、字面の上ではヒトラー個人に独裁権を与えるものではなく、このクツキー1
みたいに、内閣に立法権を与えるものだった。

でも、内閣のメンバーは誰もヒトラーに逆らえなかったから、実質的には結局、全権委任
法はヒトラーに独裁権を与えるものだった。

同様に、このクツキー1も、総理大臣に独裁権を与えるものになるんじゃない。

現実的に考えると、それが結論ぜよ。

そのように、実質的には総理に独裁権を与えるための条文として、クツキー1はしっかり
デザインされちゅうぜよ（＝デザインされているんだぞ）。

カシコい連中の書くこういう条文には、明確な意図はあっても、見落としやミスはない」

と龍馬。

「だったら、字面の上でもはつきりと、総理に独裁権を与えますって書いてほしいと思うけどな」とケンタ。

「そういう風に露骨に書いたら、一般国民に猛反対されるに決まってるじゃろ？ その結果、これは第二のヒトラーを生み出すためのとんでもないもう毒入りクッキーだ、とみんなから思われるけんね」と龍馬。

「確かに。そう思われるのがわかり切っていたら、自分だってやっぱりクッキー1みたいなオブラートに包んだ猛毒を書くと思う」とケンタ。

「でも、あえて聞くけど、総理大臣みんなが独裁者になりたいわけじゃないと思うんだけど、独裁者になりたいとは考えない総理だったら、クッキー1も問題ないんじゃないのかな？」とノリカ。

「いい質問じゃ。逆に聞くけど、クッキー1を利用して独裁者になりたいと思う総理は金輪際決して現れないという保証はあるのかな？」と龍馬。

「その保証はないわね」

「それがない以上、クッキー1を憲法にしちゃ絶対ダメという結論になる。憲法は最悪の場

合にも国民を守ってくれるものでなければならんけんね」

「そうだよね、やっぱり。わかった」

「ということ、それじゃ次に行くけん」

緊急事態条項の具体的なルール3：総理は国会によらずして、内閣の親玉として、実質的な法律を作る。国会なんてないも同然になる。

緊急事態の宣言が発せられたときは、

法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の

効力を有する政令を制定することができるほか、

内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、

地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

「つまり、国会などすつとばして、国会によらずして実質的な法律をつくれちゃうということ。別の言い方をすれば、国会なんてないも同然になるぜよ。」

ここでも、字面の上では、主語は内閣になっちゅうんじゃが・・・」と龍馬。

「その先は言わなくても、もうわかるわ。

さつき龍馬さんが言ったように、内閣の親玉は総理大臣だし、その内閣の大臣たちはみんなそういう総理大臣の子分のイエスマンばかりでしょうから、

結局、総理の考えた案か総理がOKした案しか法律と同じ効力を持つ政令にしかならないよね。

ということやはり、総理大臣は独裁権を持つ独裁者だということになっちゃう。

ドイツの全権委任法も内閣が法律を作れる法律だったけど、ヒトラーが内閣の親玉だったから、結局ヒトラーは独裁者になっちゃったんだよね。

その全権委任法と基本的に同じ内容のものが、クツキー1には最初から組み込まれている。それを書いた人たちは過去のドイツの歴史からもしっかり学んで、独裁者になりたい人にとって更に進化させた使い勝手のいい黒魔術の杖を、クツキー1として書いた可能性もあるというか・・・。

そういったことを言いたかったんでしょ？」とノリカ。

「その通りじゃ。じゃ、次」と龍馬。

緊急事態条項の具体的なルール4：その実質的な法律は国会の承認を必ず得られる。

前項の政令の制定及び処分については、

法律の定めるところにより、

事後に国会の承認を得なければならない。

「どうじゃ、これは？」

「ルール2と同じように、現実的に考えたら、国会の事後の承認は必ず得られるんじゃないかな？」

とノリカ。

「その通り。では、次」

緊急事態条項の具体的なルール5：みんなの権利や自由を思いのままに限りなく制限することが可能になる。

緊急事態の宣言が発せられた場合には、**何人も、法律の**
定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の
生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発
せられる**国その他公の機関の指示に従わなければならない。**
この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、
第二十一条その他の**基本的人権に関する規定は、**
最大限に尊重されなければならない。

「どうじゃ、これは？」

「何が『最大限の尊重』か決めるのは独裁者やその子分の権力者たちなんですよ？」とケン
タは言った。

「そうじゃね」

「なら、ほとんど尊重しなくても、場合によっては全く尊重しなくても、『これが今の状況
においての最大限の尊重です』とか言ってみんなの権利や自由を好きなように制限したり奪

ったりすることができちゃう」

「わしもそう思うぜよ」と龍馬。

○は更に補足した。

『自民党案の緊急事態条項は憲法に反するような、法律と同等の効果をもつ政令を作ることとはできない。だから問題ない』

とか言っている人もいる。

<https://say-kurabe.jp/11076>

でも、ケンタのいう通り、『今の状況では、最大限に尊重しても、やはり制限する必要がある』と奪う必要があります』とか説明すれば憲法に反することにはならず、そう言うことによって、みんなの権利や自由を限りなく思いのままに制限したり奪ったりすることができ法律を作ることが可能になる」

「○の言う通りだよ。では、最後のルール」と龍馬。

緊急事態条項の具体的なルール6：総理はずっと大臣のまま、緊急事態を終わらせること

のないまま、どんどん自分の独裁権を強めてゆける。

緊急事態の宣言が発せられた場合においては、

法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、

衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及び

その選挙期日の特例を設けることができる。

「どうよ、これ？」

「そうね、衆議院が解散されないということは総理大臣の支配する衆議院の議員たちの顔ぶれがずっと変わらないってことよね？」とノリカ。

「そうじゃ。衆議院の多数派の議員の中から総理大臣は選ばれるから、その多数派がずっと変わらないということは総理大臣もずっと変わらないということじゃ。ずっと総理大臣のまま、緊急事態を終わらせることのないまま、その総理大臣はどんどん自分の独裁権を強めてゆける。

ヒトラーの全権委任法も一九三七年四月一日までしか効力を持たない期限付きのものだ

ったけど、結局、一九四五年四月三〇日にヒトラーが自殺して戦争が終わるまでの間延長され続けたんじゃぜよ」と龍馬。

5のカラクリの説き明かし

○は次のように補足した。

「『自民党の緊急事態条項案のような規定は、外国の憲法でも、ほとんどの国で盛り込まれているところですよ』などと言っている人もいる。

<http://suematsu.org/proposals/detail/1787>

西修という改憲派の憲法学者はそれを論文発表している。

http://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/pdf/nihon/82_3/25.pdf

それが事実だとしても、だからといって、クッキーの毒が消えることは絶対にあり得ない。だのに、『わかりました、じゃ食べます』って毒入りクッキーを食べるかな？」

「食べるわけないよねー」とノリカ。ケンタも頷いた。

「勿論、わしも食べない。いくらごまかそうとしても、クッキー1、緊急事態条項は、緊急

事態を宣言することによって、憲法を独裁者が主役のそれに一気に変えてしまえる、一般国民にとつての猛毒クッキーだという事実は揺るがないんじゃない」と龍馬。

1のカラクリ説き明かし

「わかったわ。でも、外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害がもしも起こった時には、どうするの?」

ノリカの問いに龍馬は答えた。

「ちよつと調べればわかるけど全部、憲法に緊急事態条項を入れなくても、法律で対応できるんじゃないよ」

「そうなんだ?」

「ああ。」

災害対策について言えば、日本の災害対策の法律は既にとてもしつかりちゃんと整備されちゆうから、災害対策のために、憲法に緊急事態条項を入れる必要性はないぜよ。

東日本大震災においては、政府の初動対応は極めて不十分であったと評価されちゆうけど、

それは法制度に不備があったからじゃなく、災害への事前の対策が不足し、法制度を十分に活用できなかったからじゃ。

事前の準備の不足は、憲法に緊急事態条項を創設すれば克服できるというものじゃないじやろ？

起こりうる災害に備えて事前の準備を十分にしておけば、今ある法律で十分に対応できるんじゃない。なのに、どうして災害対策を口実に、ことさら憲法に緊急事態条項を入れたがるんじゃない？

もしも今ある法律で対応できないことが具体的に想定されると言うなら、国民投票なんていう大変な手続きを使うまでもなく、それに対応できる法律を国会で新しく作ればいいんじゃない。その方が早くできるし、独裁者になりたい者に利用されるリスクもないし」

ケンタもノリカもうんうんと頷いた。

「安倍総理たちはクッキー1、緊急事態条項を憲法に入れるために、憲法国民投票に際して、

【東日本大震災や熊本地震のような災害に十分に対応するためにクッキー1が必要だ】

って、**大宣伝**してくる可能性が大きいと思う。

なので、それに対する具体的な反論をやや詳しく話しておきたいと思う。

二〇一六年四月三十日の毎日新聞には次のような記事が載っちゅう。

憲法改正の主要テーマである『緊急事態条項』を巡り、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島三県の四十二自治体に初動対応について聞いたところ、回答した三十七自治体のうち『条項が必要だと感じた』という回答は一自治体にとどまった。震災を契機に条項新設を求める声が政府内外で高まっていたが、被災自治体の多くは現行の法律や制度で対応できると考えている。

二〇一六年三月十五日の東京新聞には次のような記事が載っちゅう。

東日本大震災で大きな被害があった岩手、宮城両県沿岸部の七首長に、自民党が改憲テーマの一つに挙げる緊急事態条項の必要性などを聞いたところ、条項が必要としたのは一人だけで、『むしろ現場に権限を下ろしてほしい』など否定的な回答が複数あった。緊急事態条項は内閣への権限集中を規定しており、被災自治体のニーズとのずれが浮かんだ。(中略)

菅原茂・気仙沼市長と奥山恵美子・仙台市長は、『自治体の権限強化が大事だ』などとして、不要と明言。菅原市長は、草案発表後に災害対策基本法が改正され、災害で道路をふさいだ車両の撤去などが可能になった点を挙げ、『緊急事態条項があれば、人の命が救えたのか。災害対策基本法の中にある災害緊急事態条項で十分だ』との考えを示した。

戸羽（とば）太・陸前高田市長も『震災時は、国に権力を集中しても何にもならない』とし、否定的な見方を示した。

災害現場のニーズがわかつちやらん中央の政府・内閣に権限を集中しても現場にとつていいことはない、それよりも災害の時には現場となり、現場のニーズが一番よくわかる自治体に権限を下ろした方がいい。

東日本大震災を経験した自治体の大部分がそう考えちよつとつて、そういう理由で、憲法に緊急事態条項を入れることには反対しちゅうんじや。

二〇一六年四月十四日に発生した熊本地震についても、二〇一六年五月十日の毎日新聞は次のようなエピソードを紹介しちゅう。

十七日に熊本県庁で開かれた現地対策本部会議。政府が本部長として派遣した松本文明副

内閣相が語気を強めた。

『(食料が) 数力所の避難所にしか届かなかったということになると、それがメディアに報じられて大変なことになる』

『(ガソリンが) 届いていない現場を放送されちゃうと、官邸はもつとむきになって【お前ら何やってんだ】と大騒ぎになる』

土砂崩れが交通網を寸断し、懸命の人命救助が続けられ、余震におびえる人たちが避難所や車の中で命をつなごうとしていた。そんな状況での発言は、官邸の『見栄え』ばかりを気にしているようにも受け取られ、会議室は寒々しい空気に包まれた。終了後、関係者は『現場のことを分かっていない』と強い不快感を示した。

この記事との関連で、インターネットの「リテラ」には二〇一六年四月十六日付けの次のような記事が載っちゅう。

東日本大震災であれだけ対応の遅れが指摘された菅政権は地震発生翌日、激甚災害の指定を閣議決定しているが、安倍政権は今日十六日昼の時点でもまだ、指定していない。

自衛隊の増派についても同様だ。知事側は最初から大量派遣を求めていたにもかかわらず、政府は当初、二千人しか出さなかつた。そして今日未明、マグニチュード七、三の大地震が起き、被害の大きさを知ってから、ようやく増派を決定したのである。

「被災者の救出が遅れているのは、一回目の地震で行政機能が麻痺していたところに、二回目の地震が起きて、安否確認や救出が満足に行えていないから。政府が熊本県の求めに応じて、一回目の地震の直後からもっと積極的に動いていたら、もう少しこの混乱を防げたのではないかと思えます」(熊本県庁担当記者)

その後も、安倍政権は不誠実きわまりない対応を続けている。そのひとつが、安倍首相自身の現地視察見送りだ。安倍首相は、昨日の政府会合で「現場を自らの目で確かめ、被災者の生の声に接し、今後の対策に生かす」と意気込んでいた。ところが、マグニチュード七、三に達する大地震が起きるや、視察を見送ってしまったのである。(中略)

『視察取りやめは、マグニチュード七、三の大地震が起きて、安倍首相がさらに大きな地震が起きるかもしれない、と怖じ気づいたからでしょう。安倍さんは東日本大震災、福島第一原発事故のとき、菅直人首相(当時)の対応を手厳しく批判しました。しかし、菅さんのほうがまだ、自分で危険な場所に行っただけマシ。安倍さんは被害対策を地方に丸投げし、首相公邸に籠もりつきりですからね』(全国紙政治部記者)(中略)

結局、政府が派遣したのは、災害担当の松本文明内閣府副大臣だけ。しかもこの副大臣、蒲島県知事と面会するなり、『今日中に青空避難所というのは解消してくれ』と切り出し、知事から『避難所が足りなくてみなさんがあそこに出たわけではない。余震が怖くて部屋の中にいられないから出たんだ。現場の気持ちがあつかっていない』と怒鳴り返されるという失態を演じてしまった。

『蒲島知事は政府の後手後手の対応に相当、怒っていますからね。怒るのも無理はありません』

ん』(前出・熊本県庁担当記者)

これだけでも信じがたい対応だが、安倍政権は、現地の要望を無視しただけでなく、当初この地震を政治利用しようとしていたフシがある。

一回目の地震の翌日夜、菅官房長官が記者会見で、熊本地震を引き合いに出して、憲法の新設項目として非常時の首相権限を強化できる『緊急事態条項』の必要性を主張した。

記者から『予想もしなかった大きな地震が発生した。早急な緊急事態条項の必要性をお考えか』と水を向けられると、菅長官は『今回のような大規模災害が発生したような緊急時において、国民の安全を守るために、国家、そして国民みずからがどのような役割を果たすべきかを憲法にどのように位置付けていくかということについては、極めて、大切な課題である』と述べている。

この記事を読めば、安倍総理たちが東日本大震災や熊本地震などの災害を利用してクッキ―1、緊急事態条項を憲法に入れようとしちゅうことがよくわかんと思う。

結局、安倍総理は、四月二十三日になってようやく、熊本地震による被害状況を視察するため、熊本県を訪問したんじゃないけどね……。

まとめ

クッキー1を憲法に入れたい人たちは、本当のことを知らせず、手前勝手なセールスポイントによって、または、『これは毒なんかじゃ決してありません』ってあの手この手を尽くしてみんなに印象付け、説得することによってこれを通そうとすると思うんじゃ。でも、今言ったようにクッキー1は猛毒入りじゃ。

見えない守護神憲法を独裁者を目指す者にとって使い勝手のいい黒魔術の杖憲法に変えてしまうような投票をするかな？」

ケンタとノリカは首を横に振った。

#3 2 クッキー2：「自衛隊を軍隊にして、日本の外でも武力を使えるように、戦争できるようにするための案」という毒入りクッキー

「じゃ、今度はこのレポートを見てほしいんじゃ」

龍馬はケンタとノリカにそれを渡した。

★安倍総理や九条自衛隊明記を憲法に入れたい人たちが宣伝している九条自衛隊明記の国民向けセールストークと、そのカラクリの説き明かし

安倍総理たちのセールストーク①

自衛隊は国防の要であり、さらに世界の平和貢献活動や大規模災害支援にも大きな役割を果たしています。しかし、憲法上「違憲」の疑義があると指摘され、自衛隊の憲法上の根拠はあいまいです。九条に自衛隊を明記して、ちゃんと認知し、自衛隊の位置づけを明確にしてあげる必要があります。

①のカラクリの説き明かし

「安倍総理たちの表現方法で九条に自衛隊を明記したあとの自衛隊と、今の自衛隊とは、同じなのか、違うのか？ 違うとしたら何が違うのか？」安倍総理たちはちゃんと説明してくれていません。

結論を言えば、安倍総理たちがカシコい人たちに書かせた九条自衛隊明記の条文は、どう

書いてあろうと間違いなく、やはり黒魔術の杖にほかならず、それによって自衛隊は、国外に出ていって戦ったり戦争に参加したり、積極的に戦争をしかけられる、自衛隊という名前の実質的な軍隊になってしまいます。

この黒魔術の杖によって、今の九条が定めている「戦争放棄」も「戦力不保持」も自衛隊には適用されなくなります。その結果、名前はどうかあれ、自衛隊は立派な軍隊になり、海外で戦争でき、先制攻撃も侵略戦争も憲法上可能になってしまうのです。

このように自衛隊が正真正銘の軍隊となってしまうという重大な変更を、なんで安倍総理たちはきちんと説明しないのでしょうか？（詳しい解説、百十四ページ〜百二十四ページ）

安倍総理たちのセールストーク2

中国や北朝鮮が攻めてくる可能性があるのです、その対策として、九条を変える必要があります。

2のカラクリの説き明かし

中国や北朝鮮が攻めてくるとしても、今の自衛権で対処できるので、自衛隊を海外で戦える軍隊にする必要は全くなく、今の九条をいじくる必要は全くありません。（より詳しい解説、百九ページ〜百十ページ）

独裁者ヒトラー率いるナチスのナンバー2で、ヒトラーの後継者と言われたヘルマン・ゲーリングという人間がいて、彼はこう言っています。

「当然、普通の市民は戦争が嫌いだ。

しかし、結局、政策を決定するのは国の指導者達であり、国民をそれに巻き込むのは、民主主義だろうと、ファシスト的独裁制だろうと、議会制だろうと共産主義的独裁制だろうと、常に簡単なことだ。

国民は常に指導者たちの意のままになるものだ。とても単純だ。

自分達が外国から攻撃されていると説明するだけでいい。そして、平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険に晒す人々だと公然と非難すればいいだけのことだ。

この方法はどの国でも同じように通用するものだ」

安倍総理たちのセールストーク3

自衛隊を海外で戦える軍隊にしてアメリカの戦争の下請けやお手伝いをしないと、アメリカに守ってもらえなくなるから、アメリカに守ってもらうために、自衛隊を海外で戦える軍隊にすることが必要です。

3のカラクリの説き明かし

アメリカが優先するのは自国の利益です。世界で第三位の経済大国が、たとえば中国の支配下に下ったら、オセロゲームで白が黒に大量にひっくり返されるように、アメリカはとも不利になってしまいます。不利にならないように、アメリカは日本を守るでしょう。日本がアメリカの戦争の下請けやお手伝いをしなくても・・・。

国の外に自衛隊を出さず自衛に徹する今の日本に対しては、これを攻める大義名分を得ることができません。できないのに攻めたら、国際世論が黙っていないから、結局、攻めることはできずに終わるでしょう。（詳しい解説、百十ページ〜百十二ページ）

安倍総理たちのセールストーク4

（九条も含めて）今の憲法はGHQの押しつけなので、自主憲法を作らなければなりません。

4のカラクリの説き明かし

今の憲法の九条になる「戦争放棄&戦力不保持」は一九四六年一月二十四日、当時の日本の幣原喜重郎総理がGHQのトップであるマッカーサー元帥に、一条になる「象徴天皇制」と共に提案し、その結果、憲法になったものです。

ほかの重要な条文の原型も多くは鈴木安蔵、森戸辰夫など憲法研究会のメンバーによって作られた憲法草案要綱に入っており、GHQはそれを参考にGHQ草案を作り、それが今の

憲法になりました。(詳しい説明、PART4)

コミックで言えば、原作者は上記の日本人たちで、GHQが果たしたのは編集者としての役割でした。(但し、二十四条「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」の草案はGHQの女性スタッフ、ベアテ・シロタ・ゴードンによって作られました)

このPDFでも引用していますが、幣原喜重郎総理自身が「自分が一九四六年一月二十四日にマッカーサー元帥に「戦力不保持と戦争放棄」と「象徴天皇制」を提案したことを証言している」「平野文書(幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について)」第一回は「幣原 平野」でグーグル検索すれば読めます。

おまけ 安倍総理が中国とうまくやっていたいこうとしていることを報道した記事

安倍総理は九条に自衛隊を明記して海外で戦争できる軍隊にするために、国民に対しては中国の脅威をおおっています。実際には中国とうまくやっていたいこうとしていることを報道

した、次の二〇一七年十二月十八日の共同通信の記事があります。

【安倍首相、「二帯一路」と連携へ 対中けん制から転換】

安倍晋三首相は、自身が掲げる対外政策「自由で開かれたインド太平洋戦略」を、中国主導の現代版シルクロード構想「二帯一路」と連携させる形で推進する意向を固めた。対中けん制外交の柱に据える同戦略の目的を転換し、新たな日中協力の足掛かりにする。複数の政府筋が十七日、明らかにした。長期的視野に立って日本の安全保障と経済的利益を考えた場合、さらなる大国化の道を歩む中国との関係改善が急務だと判断した。

インド太平洋戦略に関し、首相は中国への対抗措置ではないとの認識を示唆してきたが、今後は一帯一路構想との「共存共栄」を目指す姿勢を明確に打ち出す。

(詳しい解説百十三ページ〜百十四ページ)

自衛隊を海外で戦える軍隊にしたら、それだけで軍隊や武器に使われる税金が増え、その分、国民の生活はますます苦しくなるでしょう。本当に戦争に参加したら、もつとますます国民の生活は苦しくなるでしょう。

昔みたいに、勝った国が負けた国から賠償金を得たり領土を譲り受けたりなんてことはできないので、結局、全てが国民の負担になるしかないでしょう。(国家と縁の深い大企業などは大きな利益を得るとしても・・・)

もちろん、本来かわる必要のない戦争にかかわることによって、心身共に傷ついたり戦死する隊員もでてこざるをえないでしょう。

そういったことにならないように、九条をいじくって自衛隊を海外で戦える軍隊にしたりしてはいけません。

日本は軍隊を持たないが故に、世界から信頼され、平和を求める世界の人たちの希望の星であり羅針盤であり、戦争に巻き込まれずに、戦争で人が一人も死ぬことなく、経済的に繁栄してきた、という事実を忘れてはいけないと思います。

「そうなんだ・・・」とノリカ。

「緊急事態条項と同様に、カシコい人たちの書く自衛隊9条明記は、オブラートに包んだよ
うな耳障りのいい説明をしても、実態は黒魔術の杖なんだね」とケンタ。

「そうじゃ。」

この紙についても、読んだだけでは納得できない人も、納得できたけどもつと深く知りた
い人もおるじゃろうのー。そういう人たちのためにも、これからクッキー2をもつと詳しく
説明するけん、よかつたら一緒に深めてみよう」

と龍馬は言い、より詳しい説明を始めた。

はじめに

「この案について、安倍総理を親玉とする自民党は『自衛隊を明記した条文』だっただけ説明し、『災害救助などを一所懸命やっちゃう自衛隊を私生児扱いせず、ちゃんと憲法で認知してあげようよ』みたいな感じで国民を説得しようとしちゃう。

そういった説明や説得を聞いただけでは、特に黒魔術の杖だとか毒入りだとかとは思わないんじゃないかな？」龍馬は質問した。

「うん」ケンタは答えた。ノリカも頷き、「『それがどうして黒魔術の杖であり毒入りクッキ―なの？』って多くの人が思っちゃいそうな、座布団一枚的な、カシコい説明や説得だと思う」と付け加えた。

「ねえ、ノリカ、軍隊と自衛隊の違いって、なんだろうか？」とQ。

「うーん、軍隊は戦争するけど、自衛隊は戦争しない、とか？」

「じゃ、もしも日本がどこかの軍隊に攻められるようなことがあったら、その時は、自衛隊は戦わないの、戦うの？」

「そりゃ、戦うでしょ？」

「そうだね。自衛隊というのはその名の通り、日本の空や海や陸に他の国の軍隊が攻め込んできたら戦って追い払うためにあるもの。でも、自分から日本の空や海や陸の外に出て行って戦うことはしない。だから自衛隊」

「なるほど」とケンタも納得した。そこまでの結論が出たところで、龍馬は口を開いた。

「でね、そういう自衛隊を、日本の外へ出て戦うことができるようにするのがクツキー2なんだよね」

「日本の空や海や陸の外へ出て、海外で戦える自衛隊にしちゃう……でも、自衛隊ってそもそも外へ出て戦えないんじゃないじゃなかったっけ……あれれ、なんかヘン……」

ノリカは混乱した。

「軍隊なら外へ出て戦える。なので、自衛隊を外に出して戦える軍隊にするために、『自衛隊を明記』するのが安倍総理の率いる自民党の目的。そのためにクツキー2を国民投票で通そうとしちゅうんじゃ。」

今の憲法は第9条に『日本は軍隊を持たない』と明記されちゅう。それを、日本は（海外に出て戦えるという意味の）**自衛隊という名の軍隊**を持つことができるようにするためにク

ツッキー2を書き足して国民投票にかけようとしちゅうんじゃ」と龍馬。

「そうか、『日本は軍隊を持ってないし自衛隊は外に出て戦えないけど、しかし、自衛隊は軍隊として海外に出て戦える』とか、そういうことを書き足すのか！」とケンタ。

「そんなムジユンした案をムジユンなく(?) 書けるの?」大きなハテナマークが、質問するノリカの頭に浮かんでいた。それにはOが答えた。

「カシコい人が書くから、書けちゃうということなんだろうね。そういう人の書くクツッキー2は、どう書いてあろうと、自衛隊を外に出して戦える軍隊にするための案だということを決して忘れないでね」

ケンタとノリカは頷いた。龍馬は説明を先に進めた。

「では、実際にどういう案が出てきそうか、教えてあげようか?」(筆者註: 現段階ではま

だ正式な案が出ていないものの、このように書くこともできます)

2のカラクリの説き明かし

「ちょっと待って。その前に聞きたいことがあるんだけど」と言ったのはケンタだった。

「どんなことじゃ？」

「ほら、よく、『北朝鮮が攻めてきたり中国が攻めてきたりする場合に備えて、憲法を変えなければならぬ』とか、9条を変えたい人たちは言うじゃない？ それを言われて、そうか、そういう場合に備えて、やはり憲法を変えなければならぬのか、って考える人って多いんじゃない？ 時代の変化に対応するというか……」

龍馬は逆に質問した。

「攻めて来られたら守ることは、日本の空と海と陸の外に出られない今の自衛隊でも問題なくできるぜよ。だのに何故、自衛隊を海外に出して戦えるようにする必要があるのかな？」

「そうか。そうだよね」ケンタは頷いた。

3のカラクリの説き明かし

「でも」とノリカは言った。

「あたしのおじさんが、言ってたよ。『アメリカのリクエストに応じて海外に自衛隊を出して、アメリカの戦争に協力しないと、北朝鮮とか中国とかに攻められた時なんかには、アメリカ

かに守ってもらえなくなる。だから、アメリカに守ってもらうために、やっぱり自衛隊を海外に出して、アメリカに協力して戦えるようにした方がいいんじゃないかな』って」

それには〇が答えた。

「昔ならともかく、今の時代に、北朝鮮も中国も含めてどこかの国が大っぴらに日本を攻めてくるといふことはありえないよ。そんなことしたら、世界中から非難され、制裁を受け、最悪の場合、下手をすれば自国を滅ぼされかねないから、そういう割の合わないことを大っぴらにする国はないよ」

「なるほど」とノリカ。龍馬も答えを補足した。

「北朝鮮や中国が攻めてくるとしたら、そのためには少なくとも攻撃を正当化する理由が必要じゃ。自分が日本に先に攻められたとか、自分にとって日本が大きな軍事的脅威になったとか、そういう理由が。日本が憲法を変えて戦争できる国になってアメリカと軍事的にツルみ出したら、その方がはるかに、中国や北朝鮮は軍事的脅威を感じるじゃろうね」

「理由って、大義名分ってやつだね」とケンタ。

「そうじゃ。軍隊を持たず、海外に出ることができず自衛に徹する自衛隊しか持たない今の日本に対しては、北朝鮮や中国も含めて、いかなる国も攻撃を正当化する理由＝大義名分を

得ることはできないんじゃ」

「つまり、軍隊を持たないことがもつとも、パワフルな自衛・防衛の手段になっているわけね。それって賢い！」とノリカ。

「その通りじゃ。自衛隊を海外に出て戦争できる軍隊にしたら、それによって相手に大義名分を与える結果、攻められる結果にもなりかねない。そっちの方がよっぽど愚かな選択なんじゃないかな。クツキー2が毒だつていうのは、そういう理由なんじゃよね。攻められて一番損するのはぼくたち一般国民なんじゃから」

「そうか、わかった」とケンタ。

「あと、これも見落としちゃいけないポイントだけど、古今東西、国家は自国の利益を最優先で行動するものなんじゃ。現在でもアメリカ、中国について世界第三位の経済力を持つ日本が北朝鮮や中国の支配下に下ったら、アメリカにとつてとんでもなく不利なことになる。そういう事態を避けるために、たとえ日本がアメリカの戦争に協力しない国であっても、アメリカは自分の利益のために、日本が北朝鮮や中国の支配下に下らないように行動し、結果として日本を守る行動をとる。それが、難しい言葉で言えば、国際政治の力学、バランス・オブ・パワーってやつなんじゃ」

「おー」とケンタ。

おまけ 安倍総理が中国とうまくやってゆくようにしていることを報道した記事

「安倍総理たちは国民にクッキー2を食べさせるために、中国や北朝鮮の脅威をあおつちゅう。でも、この、二〇一七年十二月十八日の共同通信の記事を見てほしい」とQ。

【安倍首相、「一带一路」と連携へ 対中けん制から転換】

安倍晋三首相は、自身が掲げる対外政策「自由で開かれたインド太平洋戦略」を、中国主導の現代版シルクロード構想「一带一路」と連携させる形で推進する意向を固めた。対中けん制外交の柱に据える同戦略の目的を転換し、新たな日中協力の足掛かりにする。複数の政府筋が十七日、明らかにした。長期的視野に立つて日本の安全保障と経済的利益を考えた場合、さらなる大国化の道を歩む中国との関係改善が急務だと判断した。

インド太平洋戦略に関し、首相は中国への対抗措置ではないとの認識を示唆してきたが、**今後は「一带一路構想」との「共存共栄」を指す姿勢を明確に打ち出す。**

「この記事を読んでどう思う？ 安倍総理は本気で中国を武力で戦うべき敵だと考えてい

ると思える？」とQ。

「思えない」とノリカ。

「やっぱり、危機感をあおって、国民にクッキー2を食べさせるための日本国内向けプロパガンダだと考えた方がよさそうだね」とケンタ。

「ぼくもそう思う。北朝鮮について安倍総理が危機をあおっている理由も同様で、北朝鮮が先に攻めてくるとは、とてもは考えにくい。

国民がクッキー2を食べる選択をして、その結果日本がアメリカと軍事一体化し、アメリカが先に北朝鮮を攻撃した時くらいじゃないかな、北朝鮮が東京や原発を攻撃してくることがあるとしたら。

クッキー2を国民に食べさせるための、安倍総理たちのおおりのプロパガンダに乗せられちゃいけないよ」

1のカラクリの読みかき① 9条自衛隊明記という発想の原点

「ところで、ブレインという言葉、知っちゅうか？」と龍馬。

「脳みそって意味よね」とノリカ。

「そうじゃ。誰かにとつての頭脳つまり指南役という意味もある。で、伊藤哲夫という人がおつてね。二〇〇六年九月九日の東京新聞は彼を安倍総理のブレーン中のブレーンとして紹介しちゆうし、メジャーな月刊雑誌の文藝春秋も彼を安倍総理の有力なブレーンとして紹介しちゆう」

「へえ？」とケンタ。

「その伊藤哲夫氏は、安倍総理に先立って、彼の言い方で、彼が代表をつとめる日本政策研究センターの『明日への選択』二〇一六年九月号で、彼のクッキー2を提案したんじゃ」

「そうだったんだ」

「二〇一七年五月三日に『九条に、自衛隊を明記する条文を新設する』と宣言した安倍総理の率いる自民党のクッキー2の元は伊藤哲夫氏のクッキー2にあるともいわれちゆう。で、その伊藤氏が彼のクッキー2を提案した『明日への選択』の翌々月号で、伊藤氏の子分、日本政策センター研究部長の小坂実氏が、次のように書きちゆう。ちよつと難しいかもしれなけれど、それを紹介するぜよ。」

『戦力』の保持を禁じ、自衛隊の能力を不当に縛っている九条二項は、今や国家国民の生存を妨げる障害物と化したと言っても過言ではない。速やかに九条二項を削除するか、あるいは自衛隊を明記した第二項を加えて二項を空文化させるべきである。(同誌二〇一六年十一月号『今こそ自衛隊に憲法上の地位と能力を！』)

ここに書かれちゅう、『自衛隊を明記した第二項を加えて二項を空文化させるべき』ってどういうことかわかるかな？ ちなみに、九条二項には『戦力不保持』 Ⅱ 『日本は軍隊は持たない』 Ⅲ が書いてあるんじゃないけどね」

ケンタとノリカは腕組みして考え、ノリカがハイ！と手をあげて答えた。

「『軍隊は持たない』というルールを無意味なものにして、日本も軍隊を持てる国にするってことでしょ？」

「その通りじゃ。その目的のために、安倍総理たちはクツキー2を国民投票で通そうとしちゅう。そして、通すために、北朝鮮や中国の危機をあおったりしちゅうんじゃない」

「そうか。ところで、ねえ、歴史ドラマや戦争ドラマでもよく言っているけど、古今東西、

戦争ってめちゃくちゃ、お金がかかるんじゃない？」とケンタ。

「そうじゃ。そして、古今東西、そのお金を調達するために増税されたり、戦争関連ではないことに使われる税金は減らされたり、そういうことの結果、国民の生活はますます苦しくなるんじゃない。その上、一番戦争で命を落したり傷ついたり家や町を失って困るのは一般国民だし。権力者はそういう国民を操って犠牲を強い、自分たちは極力被害を受けないように、できるだけ得するようにふるまうんじゃない」

「戦争で、できる限り得するって？」

「権力者のスポンサーの、武器を作っちゃう会社なんかは大もうけできる。戦争は彼らにとつての在庫一掃セールだから。本当に戦争しなくても、戦争できる国になれば、武器や軍隊に使う国の予算はどんどん膨らみ、彼らはそれをもらって肥え太る。その一部は政治家などに環流されることもあると思っちゃおう」

「さっきも話に出たけど、安倍総理たちが北朝鮮や中国の危機をあおるのは、日本と日本の国民を守るためじゃないってことだよな」とノリカ。

「ぼくもそう思う。国難とか、外からの危機をことさらあおることによって、国民を操るやり方って、古今東西、政治家の定番的なやり方なんだよね。」とQ。

「そういうことじゃ。クッキー2は彼らにとつてはスーパーおいしいクッキーだって言っているじゃろう。一般国民には毒の入ったクッキーでも。それを憲法に入れて日本を戦争OKの国にするためにおおちゅうってわけじゃ」と龍馬。

「わかった。ところで、さつき、『実際にどういう案が出てきそうか、教えてあげようか?』
って言ってたよね」とケンタ。

「ああ」と龍馬。

「知りたいな。でも、難しい?」

「なるべくわかりやすく教えてあげるぜよ。」

安倍総理のブレインの伊藤哲夫氏が提案しちゅうクッキー2がある。それはのー、

【但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない】（*）

って九条の第三項として書き加える案なんじゃ」

「何、それ？ わかりやすく解説して」

「オーケー。」

『前項の規定』 〓 九条二項の規定 〓 『日本は軍隊を持たない。自衛隊は軍隊ではないし、海外で戦うことはできない』、ということ。

『確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持』 〓 『イラク戦争のようなパターンで、アメリカのリーダーシップで、複数国の軍隊が共同してある国に対して行う戦争』 または 『国連憲章に基づいて、複数国の軍隊が共同してある国に対して行う戦争』 のための軍隊を持つこと

そういう意味だとまず言おう。なので、全体としては（*）は、

【九条二項には「日本は軍隊を持たない。自衛隊は海外で戦えない」と書いてあるけど、でも、自衛隊は、国連憲章に基づく戦争かイラク戦争型の戦争にのみ参加して、軍隊として海

外で戦えるよ】

という意味になるんじゃない

「そうなんだ？」

「今では、戦争が起こるとしたらアメリカがリーダーシップをとったイラク戦争型の戦争しかまずないから、結局、自衛隊はまずすべての戦争に参加できることになっちゃう。そういう風に憲法を変えることは、一般国民には毒入りクッキーだということは説明したじゃろ？」
ケンタもノリカもうんと頷いた。

「『九条はアメリカが作ったから自主憲法ではない。だから、自主憲法としてクッキー2を憲法に入れるべきだ』とも安倍総理たちは言っちゃう。でもアメリカの下請けとして戦争できる憲法にするということは、アメリカに従属して戦争できるようにするための憲法にするということ、そのどこが自主憲法なんだという批判もあるんじゃない。

1のカラクリの説き明かし② 自民党案のたたき台の9条自衛隊明記

でも、伊藤哲夫氏のクツキー2はあくまでも出発点で、二〇一七年五月二日に安倍総理が『九条に、自衛隊を明記する条文を新設する』と宣言したのを受けて、同じ二〇一七年の六月二十二日、自民党の、新設条文である九条の二の具体的なたたき台が、毎日新聞などで報道された。それはこういうものじゃ。

九条の二 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

2 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊はその行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。

これって、一見悪くなさそうに見えないじゃろ？」

「てか、何を言っているのかよくわからないけど・・・」とノリカ。

「わざとわかりにくい表現にしてる。でも、超とんでもない条文なんじゃ」と龍馬。

「いったいどこが超とんでもないの？」とケンタは首をかしげた。

「それはね。ほら、九条は『国の外で戦争をしない』『軍隊を持たない』って書いてあるじ

やろ?」

「そうなんだ?」

「それが『前条の規定』で、その『国の外で戦争をしない、軍隊を持たない、という前条の規定』は『我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けること』を『**妨げるものと解釈してはならない**』って自民党のたたき台には書いてある。

わかりやすく言えば、【『国の外で戦争をしない』『軍隊を持たない』というルールは**自衛隊には適用されない**】 || 【憲法上、自衛隊という名前の、国の外で戦争できる軍隊を日本は持つていい】 || 【憲法上、自衛隊は海外で戦争していい】 っって書いてある」

「・・・」 「・・・」 ノリカもケンタも絶句した。

「しかも、イラク戦争型の戦争に限らず、どういう戦争をしてもいい、ということになっちゃう。どこかの国に攻め込んで占領・支配する**侵略戦争も、憲法上可能**になるんじゃない。当然、先制攻撃も憲法上でできることになる」

「な・る・ほ・ど、確かにとんでもない」

「九条の二の二によれば、総理大臣は自衛隊という名の軍隊の最高司令官となる。

彼が戦争を始めたいと思ったら、イエスマンが対多数を占める国会は承認しないわけがな

い。

万一国会が反対しても総理が戦争を初めてしまった場合はもう誰も止められない。

理屈の上では止められる可能性があるとしたら裁判所しかないけど、今までの例から言っても、最高裁判所は、こういう問題について判断しない。判断しないということは止められないということなんじゃ」

龍馬は先を続けた。

「『戦争はお金がつつてもかかる。国民の犠牲も出さざるを得ない。だから、アメリカは戦争の費用と犠牲を日本に肩代わりさせたい。クツキー2を憲法に加えることによって安倍総理たちは、アメリカの要望を満たし、アメリカの下請けとして戦争できる国にしようとしちゃう』

そういう解説がある。

それは確かに間違いじゃない。

しかし、この自民党のたたき台クツキー2はそういう戦争はもちろん、侵略戦争や先制攻撃も含めてどんな戦争でもできちゃうって、そういう超とんでもない内容なんじゃよ。

日本のような大国がそういう憲法を持つようになったら、世界からアブナイやつ扱いされ

ることは疑いないと思うぜよ」

「信頼されなくなっちゃうってこと？」とノリカ。

「そう。軍隊を持たず、戦争をしない国だからこそ信頼され、戦争のない世界の実現を望んでいる世界の人たちの希望の星じゃったのに……」

侵略戦争もOKだなんて、超とんでもない猛毒入りのクッキーだということになる」と龍馬。Qも頷いて、

「その通りだよ。国民投票の結果クッキー1、クッキー2、二つの毒入りクッキーが憲法になつたら、民主主義も平和主義も完全に葬り去られ、自由、平等、平和の根っこは断たれ、みんなの自由も人権もないがしろにされることに確実になっちゃうよ。そして、戦争に巻き込まれることにも……」と。

#3 3 クッキー3、クッキー4について。そして結論

龍馬は次のように続けた。

「さつきノリカが言っちゃったように、クッキー3は誰が見てもおいしそうなくクッキーに見えるし、実際にその通りじゃろう。でも、これは憲法を変える必要はない。法律を作れば改憲しなくてもより簡単にできる。」

クッキー4も、なんか悪くないように思う人が多いじゃろうね。

でも、参議院議員を「都道府県代表」にすると、参議院は「全国民の代表」ではなくなり、参議院の性格が根本的に変わってしまう。

参議院改革は本来「一票の格差」を解消するためのものじゃった。

有権者が少ない選挙区では一票の価値が大きくなり、少ない票数で一人の議員が誕生されることができる。

逆に、有権者の多い選挙区では一票の価値が小さくなり、一人の議員を誕生させるためにより沢山の票数が必要となる。

たとえば、二〇一七年七月五日の産経新聞によれば、参院選の福井選挙区と埼玉選挙区では、三、〇六六倍も格差が生じちゅう。

これを「一票の格差」と言い、その解消が、参議院改革の本来の目標だったはずなんじゃ。

しかし、参議院銀を「都道府県代表」としただけでは「一票の格差」は解消されず、それを解消するためには参議院議員の定員を増やすしかないんじゃないが、そのためにはうんと金がかかる。

参議院を「全国民の代表」であり続けさせながら、「一票の格差」をなくしたいんじゃないら、一番いいのは、全国を一つの選挙区として政党名で選挙し、得た票数ごとに政党に議員の数を割り振る、全国単一選挙区比例代表制にしたらいいとわしは思っちゅう。

しかし、もしも憲法に「参議院議員は都道府県代表」とはつきり書いたら、全国を一つの選挙区とする比例代表制は憲法違反だから実現できないということになってしまふんじゃないのかのー？

北海道、東北、関東、中部、北陸、関西、中国、四国、九州とかを一つの選挙区とする比例代表制も、「一票の格差」を解消するためのセカンドベストの方法であるにもかかわらず、これもまた憲法違反となって実現できなくなってしまうんじゃないのかのー？

「全国民の代表」であり続けさせながら「一票の格差」をなくすこと。

それが参議院改革の目的なのだとしたら、安易に「参議院議員は都道府県代表」などと憲法に書くような改憲はしない方がいいとわしは思っちゅう。

ということ、ケンタ、ノリカ、聞きたいんじやが、国民投票の時、どう投票する？」
「そうね。あたしは少なくともクッキー1とクッキー2は食べない、そういう投票をするな」とノリカ。

「自分も」とケンタ。龍馬は言葉が続けた。

「四枚のクッキーを国民投票で通そうと考えて動いちゅう連中は、お金の力にものを言わせて、クッキー3やクッキー4はもちろんのこと、クッキー1やクッキー2も食べた方がいい、少なくとも食べても悪くない、というように加減な説明や印象操作のCMを大量にうつてくるじゃろうね、それらの毒については一切触れることなく、災害対策のためにクッキー1に、災害の時に活躍し国を守ってくれる自衛隊を認知的にクッキー2に、賛成投票しましょうってみんなを洗脳するCMを。」

そういうCMを、国民投票の投票日の十五日前までは、お金と権力のある安倍総理のお仲間たちは好き放題うつことができるんじや。

十四日前から前日まで、有名人に「私はクッキー1やクッキー2に投票します」という感じの意見を言わせるCMだったらいくらでもうつことができるんじや。

クッキー1とクッキー2について、わしやQが今説明したようなことを聞いたことがなく、テレビや新聞を通じて大量に出回るのであろう安倍総理たちの説明や印象操作しか聞いたことがない人たちにとっては、食べた方がいいクッキーまたは食べても問題ないクッキーに思える可能性が大きいんじゃない。

それじゃ大変なことになるから、本気で、一人でも多くの人たちにクッキー1やクッキー2は猛毒入りクッキーだと知らせちゃろう（＝知らせてもらおう）
ケンタもノリカも頷いた。

「それでなんじゃが、

国民投票法に関する法律を見るとわかるんじゃないが、

クッキー1〜4を全部食べるか、全部食べないか、二択で選ばせることも可能なんじゃない。二択のうち、全部食べるという選択をしたら、その結果、一般国民にとって毒であるクッキー1とクッキー2も正式に憲法になってしまふんじゃない。

そういう二択の国民投票になるにせよ、一枚一枚のクッキーについて個別に食べるか食べないかを選ぶ国民投票になるにせよ、

その結果、クッキー1が正式な憲法になって宣言され発動されたら、国民が主役の憲法は即座に死んで独裁者が主役の憲法になり、一般国民の自由や権利はどのようにでも制限され奪われる国に日本はなってしまうじゃろう。主役である独裁者は九条に手をつけるまでもなく、この国を戦争できる国に変えることもだつて、その気になればいつでも思いのままにできるじゃろう。

またその結果、クッキー2が正式な憲法になったら、今の平和憲法は死に、日本は権力者の思いのままに戦争ができ、武器や軍事費のために増税されたり税金が使われたりして、国民の生活はますます苦しくなる、そういう国になってゆくじゃろう。

権力も税金もごく一部の者たちの利益のために使われ、その結果、経済格差はますます大

さくなり、その点においても、国民の生活はますます苦しくなってゆくじゃろう。

ほら、さっき言ったじゃろ、

『独裁者または権力者が主役、みんなの人権は法律で制限できる、戦争OK、という二つの特徴を持つ憲法、大日本帝国憲法は歴史の表舞台から引退したんじゃないやね、いったんは……』
って」

「ああ」とケンタ。

「繰り返しになるけど、国民投票の結果、クッキー1とクッキー2が憲法に加えられると、その憲法はクッキー2によって戦争OKの憲法になり、クッキー1が宣言され発動されると権力者中の権力者である独裁者が主役で、みんなの人権は独裁者の思いのままに制限される、そういう憲法にもなる。」

「いったんは歴史の表舞台から引退した大日本帝国憲法的な憲法が二十一世紀の日本に復活することになる。そしてその憲法によって、総理大臣が独裁者になることが可能になる。」

「そういう黒魔術の杖憲法を持つ国になってもいいと思うかな？」

龍馬は問いかけた。ケンタもノリカも首を横に振った。

「俺は一般国民だから、独裁者が主役の国にしちゃえるような憲法案や戦争できる国にするための憲法案には賛成したくないし、みんなにもそれに賛成するのは思いとどまってもらいたい。」

「どうしたらいいのかな？」

ケンタはノリカの顔を見て言った。

「それは、とにかく、クツキー1とクツキー2は猛毒入りクツキーだということをみんなに知らせるしかないよ」ノリカは答えた。

「そうだね」ケンタも頷いた。

「あともう一つ、ものすごく大事なことを言うぜよ」と龍馬。

「それは、一般国民のためを思うなら、他の国との問題は、武力ではなく外交で解決する努力を最大限にすべきだということじゃ。
(筆者註:このことは次のPART4 幣原喜重郎・

平野文書でよりのくわしく展開します)

でも、安倍政権はそういう努力をしないまま、武力で解決すべきだと大声で言い、危機を

あおって毒入りのクッキーを憲法に盛り込もうとするばかりじゃ。そういう人たちが『これは無害有益なクッキーだ』と言ったら、それはウソじゃないか、裏があるんじゃないかって、一般国民は眉にツバつけて疑ってかかるべきだと思っくんじゃよ」

「わかった」ノリカとケンタは眉にツバをつけた。

そんな二人に向かって、それまで黙っていた〇は、

「みんなの選択がこの国の行方を左右するんだ。しっかり頼むね」

と言つて深々と頭を下げた。その言葉は何故かズシリとケンタとノリカの胸に突き刺さつた。

「〇、あなた、いったい誰なの？」ノリカは〇に尋ねた。

「それは、あとで話すよ」〇は答えた。

「それよりも、ここで一つ言いたいことがあるんだ。安倍政権の麻生副総理は二〇一三年、その時も安倍政権の副総理だったんだけどね、さつきヒトラーが緊急事態条項を使って独裁者になったという話が出たけど、

憲法改正をめぐり、ヒトラーの率いた戦前ドイツのナチス政権時代に触れた中で『ドイツのワイマール憲法はいつの間にか変わっていた。誰も気がつかない間に変わった。あの手口

を学んだらどうか』って言ってる。

毒入りのクッキーの混ざった四枚のクッキーをそうとは気づかせないまま、国民に食べさせようというのが安倍総理たちの憲法国民投票の戦略なんだということが彼のこの発言からもわかるよね。そのことを是非みんなに知らせてほしい」

ノリカとケンタは頷いた。

「それと、ヒトラーやナチスについて触れた麻生副総理のことを話して思い出したんだけど、独裁者ヒトラー率いるナチスのナンバー2で、ヒトラーの後継者と言われたヘルマン・ゲーリングという人間がいて、彼はこう言っている。

『当然、普通の市民は戦争が嫌いだ。

しかし、結局、政策を決定するのは国の指導者達であり、国民をそれに巻き込むのは、民主主義だろうと、ファシスト的独裁制だろうと、議会制だろうと共産主義的独裁制だろうと、常に簡単なことだ。

国民は常に指導者たちの意のままになるものだ。とても単純だ。

自分達が外国から攻撃されていると説明するだけでいい。そして、平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険に晒す人々だと公然と非難すればいいだけのことだ。

この方法はどの国でも同じように通用するものだ』

って。

北朝鮮や中国の脅威を煽って、独裁権という猛毒入りのクッキー1と軍隊&戦争OKという猛毒入りのクッキー2を、猛毒入りだということを知らせないままみんなに食べさせようとしているのが安倍総理たちの実態なんだよね。

彼らの迷惑通りに、オブラートに騙されて、猛毒入りクッキーを食べる選択をみんながしたら、それがどういうあしたの日本をもたらすか、もうわかるよね？」

「うん」

「ああ」

ノリカとケンタは迷うことなく頷いた。

「知ることは力、知らせることは力。どうぞ、本当のことを知った人はそれをほかのみんな

に知らせて。たとえ悪くないとかおいしそうとか思えるクッキーがいくつあっても、毒入りが一つでも混ざっている四枚のクッキーは食べない投票を是非してほしい。自分たち自身のために、これからのみんなのために。お願いします」

○ほもう一度深々と頭を下げた。

PART 4 守護神のおとうさんたち

#4 1 憲法のおとうさん

「コミックの本を作る時、作品を書く作家と、それを読んだうえで、もつとよい作品にするために必要なら作家にアドバイスしたりする編集者がいることは知っちゅうね？」と龍馬。

「ええ」ノリカは頷いた。

「作家の書いた原稿を、編集者はよく読んで、必要があれば、削ったり書き加えたり、なおしたりして、ベストの作品に仕上げる。で、まず、日本国憲法の作者が誰か、そのことを話しちゃろうか（＝話してあげようか）」

「話して」



「このおじさんが誰か知つちゅう？」

「さあ」ノリカは首をかしげ、ケンタも「わかんないな」と答えた。

「この人は幣原喜重郎という人なんじゃ」

「シデハラキジュウロウ？」

「そう。幣原さん。戦争に負けたあとの、二番目の総理大臣で、この人ちゅう作家が日本国憲法に『日本は軍隊も兵器も持たない』というルールと『象徴天皇制』のルールをセットで入れることを編集者に提案した。

編集者はどうしたものかと悩んだけど、幣原さんに説得されて結局そのルールを日本国憲法に入れることに賛成して、そのように編集作業を進めたんじゃ」

「そうだったんだ？」

「うん。編集者というのは、戦後日本を占領していた連合軍の最高司令官のマッカーサー元帥という人と彼のスタッフ。それから当時の日本の国会も日本国憲法を徹底的に審議して可決したという意味では編集者じゃった」

「へえ」

「で、幣原さんは自分が『日本は軍隊も兵器も持たない』というルールと『象徴天皇制』のルールをセットで入れることをマッカーサー元帥に提案したことをほとんど誰にも言わないまま亡くなった。だから、七十年以上の間、日本も含めた世界の多くの人が、日本国憲法の『日本は軍隊も兵器も持たない』というルールと『象徴天皇制』のルールの作者はマッカーサー元帥だと誤解してきたんじゃないか」

「実に興味深い」

とケンタは思わず言った。

「どうして幣原さんはそのことをほとんど誰にも言わないまま亡くなったの？
幣原さんってどんな人だったの？」

「あたしも知りたい」ノリカも身を乗り出した。

「オーケー。じゃ、まず、幣原さんってどんな人だったか話しちゃろうか？」

#4 2 幣原さんってどんな人？ 1

「幣原さんは、こういう人と友達だったらいいなって思えるタイプの人間じゃったと思っちゃる（＝思っている）」

「へえ」

「幣原さんの特色を三つ言うぜよ。」

- 1 番目 ほかの人は思いつかない、みんなが呑めるような提案ができる人
- 2 番目 自分を曲げなかった人
- 3 番目 人生の使命を全うするために、運命によって生かされた人

「おー、なんかドラマチック」とケンタ。

「だね。まず、1番目から話すぜよ。

一九二一年に世界の軍隊と兵器を減らし、戦争の原因になりそうな問題も解決するための、人類初めての『武器を減らそう』国際会議がアメリカのワシントンで行われたんじゃよね。その世界の大ステージで、スーパースターになったのが幣原さんじゃった。ほかの人には思いつかなかった、みんなが吞める提案をして会議をまとめた。それも命をかけてのー」

「命をかけて？」ノリカは尋ねた。

「そう。

実は、この会議の始まる前から幣原さんは健康を害し、腎臓結石というきつい病気に苦しんでいて、そういう状態でワシントン会議に参加したんじゃよね。

そして、この会議で決まった三つの主なことはみんな幣原さんの提案なしには決まらなかった」

「それでスーパースターになっちゃったのね？」

「そう。一番のグッドジョブは日本と中国の、戦争の原因をなくすための話し合いの時じゃった。

話し合いは暗礁に乗り上げて、日本側のその話し合いの責任者はほとんどヤケになって、

病気で寝込んでいた幣原さんに、

『君に寝てしまわれてはもうどうにもならん。今晚は一つ、ニューヨークのクラブにでも行って、遊んでこようか』

みたいなきことを言った。

それを聞いた幣原さんは病気の体にムチ打って、空中分解寸前の日本と中国との話し合いに出席したんじゃない」

「大丈夫だったの？」とノリカ。

「まあ、なんとかね。」

その時の幣原さんは何週間も寝ていたので、もう足はフラフラ。

彼が寝ていた大使館の階段は相当長く、やっと降りて、抱かれるようにして自動車に乗った。

会議場のあるビルに着いたら、会議場に続く階段も、これまた相当長かった。やっと登り切った時には、周りが『大丈夫か？ 倒れるんじゃないか？』と心配して聞いてきたほど、ぜーぜー息切れしてしまっちょった。

『いやあ、まあ、なんとか』とか答えながらやっと我慢して椅子に座っていると、中国の全

権たちがやってきて、『あなたが出られるようになったのは嬉しい』などと声をかけてきた。

敵味方を超えて、幣原さんは信頼されていたんじゃないかね。

さて、会議が始まると、中国全権は日本を盗人のように言いだした。

それを聞いていた幣原さんは黙っていられなくなつて、中国全権に対してこう言った。

『ちよつと待つて下さい。日本は中国の鉄道その他を、奪い取るようなことをいわれるが、それ、違いますよ。お金を払って買いたいという話だったでしょ？ 日本はちゃんとお金を払うのだから、盗人でも何でもないと思うんですけど。過去の記録を、よく調べてごらん下さい』

それを聞いた中国の全権は『それならば、われわれも誤解していた』『それならば日本の態度は判る』などと言いだした。

勿論、事實は幣原さんが言った通りじゃった。

そんなわけで、スツタモンダはあつたけど、とにかく話について条約が結ばれたんじゃない？
「そうだったんだ？」とケンタ。

「ああ。この話にはまだ続きがある。

帰国後の幣原さんは、ワシントン会議を主催したアメリカの大統領ハーディングから一通

の手紙をもらった。

その手紙にはこう書いてあった。

『正直に言えば、どうしてあの会議の後に、あなたが長生き出来るか、われわれは不安の念をもって見ていました。ところがあなたは、日本に帰られて、大分具合がいいということを知っていて、非常に嬉しい』

と。

幣原さんはすぐに返事を書いたんじゃけど、

それが届く前に、心配の手紙をくれたハーディングの方が脳溢血で急死してしまったんじやよね」

「マジ?」

「うん。全く人生は何があるかわからないぜよ。その『何があるかわからない』が戦後、幣原さんによって、日本にとって世界にとって、今度はポジティブな形で起こるとは、その時の彼自身に予期できるわけはなかったんじやよね」

4 3 幣原さんってどんな人？ 2

「2番目の特徴。

自分を曲げなかった人。

戦時中、戦争にみんな協力する体制翼賛会というものが作られ、それが議会では翼賛政治会というものになった。

ところが、当時議員だった幣原さんは翼賛政治会に入らなかったんじゃないの？」

「よくわからないけど、それって大変なことだったんじゃないの？」とノリカは尋ねた。

「その通りじゃ。

すると家に憲兵が幣原さんの家に押しかけて来た。

憲兵というのは軍隊の中の警察官で、軍人以外の人でも捕まえて、拷問したりもして、みんなからとても恐れられちゃった。

その憲兵が幣原さんに向かって、

『あなたは翼賛会に入ることをご不賛成と返事されたそうですね。戦争をみんなが進めるムー

ドに水を差す気ですか？ それでは面白くない事態が起って来るかもしれませんから、そのお返事は撤回されてはいいかがでしょうか。これは隊長の命によってあなたに御注意申しあげる』

と脅した。

幣原さんは、

『ご注意は承りました。しかしあの返事は自分で書いて出したもので、その決心を変える意思は毛頭ありません』

と答え、更にこう言ったんですね。

『ところであなたに一つ訊きたいが、よろしいかな』

『はあ、なんででしょう？』

『いやね、アメリカでは戦争をはじめるとは国会の承認を求めることになっているのですが、今度のアメリカの対日参戦については、一人を除いて他の全部が賛成の投票をしまし
てね』

『へえ？』

「反対したのは誰かというと、婦人議員一名だけで、これが敢然反対投票をしたんです。

これは何を物語ると思いますか。

婦人というものはたいがいあまり抗争的ではないので、だからもし誰かがその婦人に対して、あなたが私のところへ言つて来たように、あなた一人で国民の一致を破ることはできませんから、やはり賛成投票をしてはどうですかと説きつけたならば、その婦人はあるいは強いて反対論を言い張らなかつたかもしれませぬ』

『かもしれませぬ・・・』

『しかるにその婦人が断然反対投票をしたということは、それは誰もその婦人の意思をまげようと努めなかつたことを証明していると思います。

これが重要な点です』

『はあ・・・』

『これに対してドイツの国会というものは、ヒトラーの演説は新聞に詳しく報道されるけれども、議場で政府案が可決されたか、などということは少しも報道されませぬ。

これは当たり前前で、議員は全員一致でヒトラーに賛成することに決まり切っているので、それを報道する価値がないからです。

そこで質問です。どうぞ二択で答えて下さい。

あなたは、ドイツのように不自然の全会一致がいいか、

アメリカのように一人でも反対する者は反対させ、自然の全会一致または大多数の一致によって決するという形をとる方がいいか、

どっちがいいと思いますか？

よく考えて御覧なさい。

私は反対する者には反対させ、賛成したい者が賛成すれば、これは自由意思で賛成したというところがハッキリして、投票の本当の価値というものが発揮されると思います。

さあ、アメリカの例がいいか、ドイツの例がいいか、あなたはどうか考えますか？』

憲兵はしばらく黙って考えていたが、突然椅子から立ち上がって敬礼をし、

『よくわかりました。私は隊長の命令で来たのですが、あなたのご意見がもつともです。いつてこのまま帰れば、私は隊長から必ず怒られます。たとえ怒られても、私はあなたのお考えの方がいいと思いますから、私は二度とあなたのところへ説得に来ません。よく判りました。どうかあなたはご自分のお考えを貫いて下さい』

と、そう言って帰ったんじゃ。

その先が面白い、その後彼はしばしば幣原さんのところに本を持ってきてわからないところについて教えを乞うようになり、

ある日、『選抜されて憲兵学校に入校することになり将校への道が開けた』と報告しにきて、

『これからは純然たる学生になるのですから、一そう先生のご教授を御願いしたいのです。どうぞよろしく願います』

と挨拶したんじゃ」

#4 4 幣原さんってどんな人？ 3

「そして3番目の特徴。人生の使命を全うした人。そのために生かされた人。

戦前の軍国主義のうねりの高まり行く中、

幣原さんの政治の仲間の総理大臣や大蔵大臣はテロによって命を奪われた。そして幣原さ

んも暗殺リストに入っていたんじゃない」

「マジ?」

「ああ。」

血盟団というテログループがあつて、一人一殺とか言つて目障りな人間達を暗殺した。

当時、幣原さんは、何の因果か、アダムス・ストークス症候群という難病に突如かかり、心臓の不整脈で意識を失い、家で寝ていて、外に出ることがなかった。

やがて血盟団のトップの井上日召という人間が自首し、団員達も次々と逮捕され、血盟団の一人一殺のリストがあきらかになつただけど、そのリストには幣原さんの名前もあつたんじゃない。

幣原さんの命を狙つていた血盟団員は元東京帝国大学生の西木田祐弘という男だった。

彼は幣原さんが毎朝散歩にでかけるといふ話を聞きつけ、毎朝早くから幣原の家の玄関の前の植え込みの陰に潜んで、幣原さんを待ち構えていた。

でも、幣原さんは全く姿を現さず、そうこうしているうちに西木田は逮捕されて、新聞に顔写真入りで載つてしまった。

幣原さんの家に入出入りしていた庭師が新聞を見て幣原さんに言った。

『あつ、旦那、こんにゃろー、毎日来て門のところでしたやがんでいやがった。不思議な奴だと思つてたんですが、こん畜生、知つてたらあつしが成敗してやったのに』とかなんとか。

結果、幣原はアダムス・ストークス症候群によって命を救われた。一九二二年のできごとだった」

「スゴい話」ノリカはびっくりした。

「全く。」

アダムス・ストークス症候群はペースメーカーをつけないと意識の消える発作を予防できず、命が危ない。

幣原さんは、ペースメーカーもない時代だったにもかかわらず、七十八歳まで生き続けた。なんとという運の強さ」

「本当に」

「人生って本当には不思議じゃ。」

この時期に幣原さんは命を奪われかねない病気のおかげで、テロリストに命を奪われずに済み、戦後まで生き延びた。

彼には果たすべき大きな役割があり、そのために運命によって生かされたんじゃないか？

わしはそう思っちゃる（＝思っている）。

一九三二年九月に満州事変という日本と中国の戦争がはじまった時、幣原は中国公使のしょうさくひん 蒋作賓と会見してこう言った。

『直接利害関係の両国の代表者が、互いに顔と顔をつきあわせて、心と心で交渉するならば話の纏まらぬことはないんじゃないですか』

この時は『心と心の交渉』は実現せず、

幣原さんは政治の表舞台から去り、

戦火は日中戦争、第二次世界大戦へと拡大し、

敗戦を迎えた。

そして『心と心の交渉』が一九四六年一月二十四日の幣原さんとマッカーサー元帥の極秘の会談で実現する……。

人生って本当に不思議じゃ」

4 5 平野三郎さんが記録した、幣原さんの言葉

「それはあたしも感じます。で、一九四六年一月二十四日に幣原さんはマツカーサー元帥に『日本は軍隊も兵器も持たない』というルールと『象徴天皇制』のルールをセットで入れることを提案したんですよね？」とノリカ。

「うん。そして、幣原さんは自分がそういうことをしたことをほとんど誰にも言わないまま亡くなった」

「でも、ほとんど話さなかったということは、何人かの人には話したということでしょう？」
「そういうこと。幣原さんが必要十分に詳しく話した相手は、ただ一人、平野三郎という人じゃった」

「へえ。平野三郎さんってどんな人だったんですか？」

『『水のまち』』とも言われている岐阜県の郡上八幡の生まれで、戦前は憲兵に捕まってひどい拷問を受けたこともあって、兵隊になって中国に行っている間に戦争が終わった。

戦後、郡上八幡の町長をしたあと、衆議院議員になった。その時、尊敬していた幣原さん

に会いに行つて、秘書役となった。

そして、幣原さんが亡くなる十日ほど前に、幣原さんから一九四六年一月二十四日の極秘会談の話を詳しく聞いたんじゃない」

「そうだったんだ」

「その極秘会談の話を詳しく聞いたのは平野三郎さんだけじゃった。平野さんは『幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について』という文書を書き、それは昭和三十年代の憲法調査会の公式の資料になった。それは『平野文書』とも呼ばれちゅう（＝呼ばれている）」

「平野文書？」

「そう。正式の名前は長くて覚えにくいから、『平野文書』って……」

「平野文書にはどんなことが書いてあるの？」

ケンタは質問した。

「ネットで、『幣原 平野』でググればこの文書は出てくる。話し言葉で書かれちゅうし、そんなに長くはない文章で、読みやすいと思うから、興味があったら読んでみて。

それはともかく、とりあえず、どんなことが書いてるか、幣原さんがなんと言っているか、

「かいつまんで話してみようか。聞きたいかの？」

ケンタもノリカも頷いた。

龍馬は一枚の古い新聞のコピーを取りだした。



「これは一九六四年一月二十三日の熊本日新新聞のコピーじゃ。」

平野文書が憲法調査会の委員たちに配られたのは同じ年の二月七日。

この記事はその前に平野文書の内容などを書いた大スクープ記事で、北から南まで、全国津々浦々の新聞の第一面に大きく載ったぜよ」

「そのくらいのニュースバリューがあったっていうことね？」

「そう。この記事も、平野文書に記録された幣原さんの証言のポイントを書いちゅうけど、君たちにはわしの言葉で幣原さんの証言をまとめて話してみたいと思う。話していいかな？」

「聞きたい」

「OK。」

幣原さんは、ワシントン会議のスーパースターだったことからわかるように、『世界から戦争を無くすためにはどうしたらいいか』については、人生を賭けて、世界で一番深く考え、世界が認める実績ある人だった。

その幣原さんは、広島・長崎の原爆投下を知って、これはヤバイ、このままでは人類は核兵器で滅んでしまう、もう人類は戦争をしてはいかん、と思った。

戦争をなくすためには、世界の国々が核兵器も含めた兵器の全てにサヨナラするしかない。（ただし、警察は武器を持っていてもいい。）

でも、世界の国々が1、2、3で一斉に武器を捨てるなんてことはありえない。『俺以外の全員が先に兵器を捨てたら俺も捨てる』そんな風に考えるのがいいところ。でも、そんなことまずありえない。

まずありえないとしても、全くありえないわけではない。ただ一つ、死中に活というか、全ての国が兵器を捨てるための第一歩があるとしたら、それは、誰かがまず自分から率先して兵器を捨てて、ほかの全ての国に対して『みんなも兵器を捨てよう。人類が減びないように』と呼び掛けることだ。それを日本がやるのだ。戦争も核もない世界への扉を開くために。

よし、憲法に『日本は兵器を持たない』というルールを入れるよう、マッカーサーに提案しよう。占領軍の最高司令官であるマッカーサーのOKなしには、それは実現できないのだから。

日本の現状からして、自分から公にそのことを提案することはできないから、秘密に会って提案し、表向きは彼のリーダーシップでそれを実現してもらおう。

当時七十三歳になっていた幣原さんは、風邪で一時は今度こそもうダメかもしれないと思っ
て寝ている間にそう決心した。

そして、一九四六年一月二十四日にマッカーサーに会って、二人だけで話し合い、それを提案して説得し、マッカーサーのリーダーシップでそれを実現してもらった。

勿論、兵器を持たないということは軍隊を持たないということでもあった。

幣原さんには、天皇を守りたいと思う気持ちもあった。

天皇は元来戦争したくはなかった。戦争がはじまってからは立場上もあって戦争に関与したかもしれないが、元来はそうだった。しかし、天皇は軍隊の最高司令官だったし、政治のトップでもあったから、天皇を責任者として裁けとか死刑にしろとか、天皇制は廃止しろと

かいう声は戦後の世界に強くあつた。

だが、天皇が裁かれ、死刑になったら日本は大混乱するだろう。そうなったら、ソ連が出て来て北海道を占領したりして、日本は朝鮮のように北と南に分断されてしまうかもしれないし、また、日本全体で共産革命が起こって、その結果、日本が共産主義の国になってしまうかもしれない。そういう事態は避けなければならない。そのためにも天皇を守らなければならない。

そういつたことを幣原さんは考えた。

そして幣原さんは、天皇を守ることができるとしたら、どういう提案をマツカーサーにして、どのように説得すべきか、現実的に考えた。

幣原さんは次のように全体の状況を分析した。

アメリカ政府やマッカーサーは天皇を生かして、日本の占領をうまく行かせるために、ソ連に対抗するために、利用したいと考えている。

しかし、イギリス軍として日本と戦ったオーストラリアやニュージーランドは、特攻攻撃もやってしまうような日本の軍隊を恐れ、もう二度とあの恐るべき日本の軍隊が復活しないように、その頭である天皇を処刑したがっている。

それらの国や、やはり天皇を処刑したがっているソ連などが大きな発言権を持つ対日理事會なる組織が二月二十六日に発足したら、その意見をマッカーサーも簡単に無視することはできなくなる。

そう考えた時、幣原さんは次のように分析した。

オーストラリアやニュージーランドが恐れているのは天皇そのものではなく、天皇をトップとする天皇の軍隊だ。

だから『天皇は政治や軍事から完全に手を引きます。手を引きますから、権力者たちから利用されることもなくなります（『象徴天皇制』）』というルールと、『日本は軍隊も兵器もちません（戦力不保持を中心とする戦争放棄）』というルールをセットで憲法に入れてしまえば、

二度と、オーストラリアやニュージーランドが恐れる天皇の軍隊は復活できない。

そうなればそれらの国も安心してソ連から離れ、アメリカのいうことを聞いて、天皇を残すことに反対しなくなり、天皇を守ることができるようだろう。

そう考えた幣原さんは一九四六年二月二十四日にマッカーサーにあって二つのルール、『象徴天皇制』と『戦力不保持を中心とする戦争放棄』を憲法に入れるという提案をしてマッカーサーを説得し、マッカーサーも二つのルールを日本の新しい憲法に入れることに同意した。

こういったことを幣原さんは、死の十日ほど前に、平野三郎さんに証言しているんだよね」「なるほど」ケンタは頷いた。

黙って聞いていたOが目を輝かせながら言った。

「幣原さんのおかげで、日本はこの七十年間戦争に巻き込まれることなく平和な国として経済や文化を発達させることができたんだよね。戦力不保持（＝兵器も軍隊も持たない）を中心とする戦争放棄のルールは日本国憲法の九条に書かれているんだけど、この九条は、戦争も核もない平和な世界への扉として、そういう世界をめざす人達にとつてのバイブルとして、世界の多くの人達に大事に思われているんだよね。」

幣原さんは結論としてこうも言っている。

『いずれにせよ、ほんとうの敵はソ連でも共産主義でもない。敵は戦争それ自体である』とね」

「わかる・・・」

「で、特に、『戦力不保持』を書いた憲法は世界で初めて、世界でただ一つ、日本国憲法だけなんだ」

「世界で一つだけの花ってことね」

ノリカはQに言った。

「そう。そして世界の花。闇に咲いた光の花。そういう憲法のルールを持っている日本は素晴らしい国なんだよね」

Qは誇らしげに答えた。

「それを作った幣原さんは人類の歴史にきちんと書くべき重要な人、学校の教科書でもしっかり取り上げるべき人だとわしは思っちゅうぜよ」

と龍馬は言った。

#4 6 なぜ幣原さんは？

「幣原さんはなぜそういったことについてほとんど語らないまま」くなくなっちゃったの？」

ノリカは尋ねた。

「その答えについても、幣原さんは平野文書の中で言い遺しているんじゃないよ」

「どんな風に？」

「平野文書で、幣原さんはこう言っちゆう。」

『日の丸は日本の象徴であるが、天皇は日の丸の旗を護持する神主のようなものであって、むしろそれが天皇本来の昔に還ったものであり、その方が天皇のためにも日本のためにもよいと僕は思う。』

この考えは僕だけではなかったが、国体に触れることだから、仮にも日本側からこんなことを口にするには出来なかった。憲法は押しつけられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形でなかったら実際に出来ることはなかった。

そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出して貰うように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相目らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。松本君にさえも打明けることの出来ないことである。したがって誰にも気づかれないようにマッカーサーに会わねばならぬ。幸い僕の風邪は肺炎という

ことで元帥からペニシリンというアメリカの新薬を貰いそれによって全快した。そのお礼と
いうことで僕が元帥を訪問したのである。それは昭和二十一年の一月二十四日である。その
日、僕は元帥と二人切りで長い時間話し込んだ。すべてはそこで決まった訳だ』

って」

「へえ。で、国体って？」

「国の根本方針、と言いかえたらええんじゃないかのー」

「なるほど」

「そして、『戦力不保持を中心とする戦争放棄』もまた国体に触れることだったから・・・」

「言えないよね、そう簡単には」

「自分の命の危険もあったかもしれないし。」

二つのルールをセットで入れた憲法の大本の案は、極東委員会のスタートする二月二十六
日より前に閣議、つまり内閣の大臣たちの会議を通す必要があった。でもその閣議で幣原さ
んが『象徴天皇も戦力不保持も自分がマッカーサーに提案したものだ』とか言ったら、大臣
たちは認めず、みんなで大臣をやめ、内閣は空中分解し、そうこうしているうちに二月二十
六日が来て極東委員会がスタートし、天皇が裁かれる危険があった。

だから、言わなかった。

幣原さんは『平野文書』の中で、『松本君にさえも打明けることの出来ないことである』
と言っているんじゃないけど、

松本君というのは当時の幣原さんの内閣の憲法改正担当大臣だった人のことなんじゃ。

幣原さんは平野さんにはこう言っちゃおう。

『そのことは此処だけの話にして置いて貰わねばならないが』

『このいきさつは僕の胸の中だけに留めておかねばならないことだから、その積りでいてくれ給え』

平野三郎さんも、『平野文書』の最初の方でこう書いちゃう。

『なお、当日の幣原先生のお話の内容については、このメモにもあるように、幣原先生から

口外しないようにいわれたのであるが、昨今の憲法制定の経緯に関する論議の状況にかんがみてあえて公にすることにしたのである』

と」

ケンタがずっとひっかかっていた疑問を口にした。

「さっきも言ったけど、『軍隊を持たなくて大丈夫なの?』という質問の答えを幣原さんは言っているの?」

「その質問は平野三郎さんもしていて、それに対して幣原さんはこう答えちゃう。

『勿論軍隊を持たないと言っても警察は別である。警察のない社会は考えられない。殊に世界の一員として将来世界警察への分担保担は当然負わなければならない。』

しかし強大な武力と対抗する陸海空軍というものは有害無益だ。

僕は我国の自衛は徹頭徹尾正義の力でなければならぬと思う。その正義とは日本だけの

主観的な独断ではなく、世界の公平な与論に依って裏付けされたものでなければならぬ。そうした与論が国際的に形成されるように必ずなるだろう。何故なら世界の秩序を維持する必要があるからである。

若し或る国が日本を侵略しようとする。そのことが世界の秩序を破壊する恐れがあるとなれば、それに依って脅威を受ける第三国は黙ってはいない。

その第三国との特定の保護条約の有無にかかわらず、その第三国は当然日本の安全のために必要な努力をするだろう。

要するにこれからは世界的視野に立った外交の力に依て我国の安全を護るべきで、だからこそ死中に活があるという訳だ』

とな」

「へえ。幣原さんって世界で最初の『武器を減らそう』国際会議のスーパースターだったんだよね？」

「そう。日本に幣原ありって世界に信頼されていた。

幣原さんは平野三郎さんを通じて、こういう言葉を残しちゅう。

『あれ（『兵器を持たない』という憲法のルール）は一時的なものではなく、長い間僕が考えた末の最終的な結論というようなものだ』

『戦争をやめるには武器を持たないことが一番の保証になる』

そして、『僕は我国の自衛は徹頭徹尾正義の力でなければならぬと思う』とも、今引用した言葉の中で言っている。

素人が同じことを言っても『何、非現実的なことを言ってるんだ』とか『狂ったんじゃないの?』とか言われるじゃろう。

しかし、命と一生を賭けて平和を守ろうとしてきた幣原さん、『兵器をへらそう』国際会議のスーパースターとして世界に評価されてきた幣原さん、そういう『平和の名人』がそういったことを言ったのは、『兵器をもたないこと』が一番現実的な防衛だという結論に至ったからなんじゃ。

幣原さんは平野さんにこうも言っている。

『非武装宣言ということは、従来の観念からすれば全く狂気の沙汰である。だが今では正気の沙汰とは何かということである。武装宣言が正気の沙汰か。それこそ狂気の沙汰だという結論は、考えに考え抜いた結果もう出ている』

とな

「そうか・・・」

ケンタは考え込んだ。

「ねえ、ケンタ君」

「はい」

「君は拳法には自信があったな？」

「まあ、多少は。でも最初のシミュレーションで独裁者の護衛に立ち向かったけどかなわなかったんだよな」

「勝つためには相手よりも強くならなければならん」

「そう」

「国と国の場合もその点では同じじゃ。お互いに相手より強くならなければと競争し合ったら、その競争はいつになったら終わるのかな？」

「うん。終わりはないかも。いや、お互いが核兵器を使って滅ぼし合ってやっと終わるのかも。そうか、だから幣原さんは広島や長崎の原爆投下を知って・・・」

ケンタはまたもや考え込んだ。

「ところで、幣原さんが提案しマッカーサー元帥がOKしたあと、マッカーサー元帥はマッカーサーノートというものを書き、それから日本国憲法が生まれた」と龍馬。

「マッカーサーノートにはどんなことが書いてあるの？」とノリカ。

「それには、象徴天皇制も、『兵器をもたないルール』戦力不保持も『戦争はしませんルール』戦争放棄も書かれてちゅう。平野文書を読めばわかると思うけど、戦争放棄も戦力不保持と一緒に幣原さんが提案したものなんじゃ」

「ふむふむ」

「それで、マッカーサーノートには、戦力不保持・戦争放棄と一緒に『日本の軍隊には**交戦権**が与えられることもない』というルールも書かれていちゅう。このルールについては平野文書には明確には書かれてはいないけれど、戦力を持たない＝軍隊を持たないんだから、当然そうなる」

「どういこと？」

「交戦権が与えられないということはこのー、

もしも日本が九条を無視して軍隊を作ったとしてもそれは国際的には軍隊ではなく、単なる武装集団にすぎない。

なので、もしもそれが人を殺したり傷つけたりものを破壊した場合には単なる犯罪者として、刑法の殺人罪、障害罪、器物損壊罪などで罰せられる。

ということなんじゃ。

交戦権のある軍隊に属する兵隊の場合はそういうことをしても、刑法上の犯罪人にはならない。捕まっても捕虜として扱われるから」

「そういうことなんだ？」

「九条には戦力不保持、交戦力の否認、戦争放棄の三つのルールが三点セットで書かれている。そこまで徹底した平和のルールが書かれている憲法は、今でも世界に日本国憲法以外にないんじゃないよ」

「おー」

「そして、幣原さんは当時の全世界の人達の願いを代表して口にする形で、九条に書かれることになる徹底した平和のルールを提案したんじゃないかと思う」

「どういふことか？」

「日本で三百十万人、アジアで二―三千万人、世界で五―八千万人と言われる多大な犠牲者を出した第二次大戦の結果、戦後、日本を含む世界中の人々は心から戦争のない世界を求めたんじゃ。」

また、核時代のはじまりとしての広島・長崎の原爆投下によるとんでもなく悲惨な被害を目の当たりにした日本を含む世界中の人々は、戦後、『核を廃絶しなければ遅かれ早かれ人類全体が滅びかねない』と考え、核の廃絶を心から願ったんじゃ。

そういう世界中の人達の全人類的な切望を象徴・代表する形で、幣原さんはああいう提案をしてマッカーサー元帥を説得したんじゃ」

「なるほど。戦争の恐ろしさとか残酷さとか悲しみとか痛みとかをみんなが身にしみて感じていた中で、そういう提案をしたのね」

「そう思うぜよ。」

これはわしが直接平野三郎さんのお嬢さんさんから聞いたことなんだけど、彼女はこう言

つちよったよ。

『父がはつきり言っていました。私にもうしつこく。【それはも、大変な、人類始まって以来の、もう、すごい解釈であり、決断であり、提案であつたっていう……。わかりますか】みたいな感じで』

『あと父が言うには、【なぜこれが、こんな大事なこと公になってないかというと、それは幣原先生とマツカーサーと二人で話したからだ、と。で、なぜそれが可能だったのか、あなたわかりますか？】みたいなことを言うわけです。わかるわけないから言つてと言つと、【幣原先生はもう英語がペラペラだったんです、全然通訳なんか必要なくマツカーサーとしゃべることができた、だから、こういうことが現実に起きたんだ、そして誰も、通訳もなにもいないから、それが二人の間だけのことで公になってないんだ】ということを書いていました。』

『父は毎晩しゃべってたんですけど、最後の方はもう必ず泣きながら、感極まって泣きなが

らがもう毎度のことです。平和というものを、どういう風にとらえているかって（父があたしに）聞いて、幣原先生がこのぐらい先を見通して、全人類のことを考えて、つていうところまで号泣して……。あたしはもうあきれて見てるって感じでした』

って」

「へえ。お嬢さんの証言って、やっぱりなんかとつてもリアル」とノリカは言い、ケンタも「ほんとだ」と頷いた。

「あの時代は、いくら総理大臣でも天皇さんのOKなしにああいうことを決めることはできなかつたはずなんじゃ。幣原さんは天皇さんのOKをもらってから、あの日、一九四六年一月二十四日、マツカーサー元帥に会いに行つて九条と一条をセットで提案したに違いないとわしは思つちゆう」

龍馬はそう付け加えた。

4 7 マッカーサー元帥の手紙・自叙伝 羽室メモ

「ところで、マッカーサー元帥の方も、手紙やアメリカ議会の証言や手紙で、一九四六年一月二十四日に幣原さんと話したことについて書いているんじゃない」

「そうなんだ？」とケンタ。

「うん。まず、マッカーサー元帥は、彼が書いた『マッカーサー回顧録』という本の中で、その日のことについて、次のように書きちゅう。この本の中では『幣原男爵』も『首相』も幣原さんのことなんだじゃ。ということ、読んでみるぜよ。」

幣原男爵は一月二十四日（昭和二十一年）私の事務所を訪れ、私にペニシリンの礼を述べたが、そのあと私は、男爵がなんとなく当惑顔で、何かをためらっているらしいのに気がついた。私は男爵に何を気にしているのか、とたずね、それが苦情であれ、何かの提議であれ、首相として自分の意見を述べるのに少しも遠慮する必要はないとやってやった。

首相は、私の軍人という職業のためにどうもそうしにくいと答えたが、私は軍人だって時

折りいわれるほど勘がぶくて頑固なのではなく、たいていは心底はやはり人間なのだと思
べた。

首相はそこで、新憲法を書上げる際にいわゆる『戦争放棄』条項を含め、その条項では同
時に日本は軍事機構は一切もたないことをきめたい、と提案した。そうすれば、旧軍部がい
つの日かふたたび権力をにぎるような手段を未然に打消すことになり、また日本にはふたた
び戦争を起す意志は絶対ないことを世界に納得させるという、二重の目的が達せられる、
というのが幣原氏の説明だった。

首相はさらに、日本は貧しい国で軍備に金を注ぎ込むような余裕はもともたないのだから、日本に残されている資源は何によらずあげて経済再建に当てるべきだ、とつけ加えた。
私は腰が抜けるほどおどろいた。長い年月の経験で、私は人を驚かせたり、異常に興奮さ
せたりする事柄にはほとんど不感症になっていたが、この時ばかりは息もとまらんばかりだ
った。戦争を国際間の紛争解決には時代遅れの手段として廃止することは、私が長年情熱を
傾けてきた夢だった。

現在生きている人で、私ほど戦争と、それがひき起す破壊を経験した者はおそらく他にあ
るまい。二十の局地戦、六つの大規模な戦争に加わり、何百という戦場で生残った老兵とし

て、私は世界中のほとんどあらゆる国の兵士と、時にはいつしよに、時には向い合って戦った経験を持ち、原子爆弾の完成で私の戦争を嫌悪する気持ちは当然のことながら最高度に高まっていった。

私がそういった趣旨のことを語ると、こんどは幣原氏がびっくりした。氏はよほどおどろいたらしく、私の事務所を出るときには感きわまるといった風情で、顔を涙でくしゃくしゃにしながら、私の方を向いて『世界は私たちを非現実的な夢想家と笑いあざけるかもしれない。しかし、百年後には私たちは予言者と呼ばれますよ』と言った。

「って」

「なんか、すごい！」

「じゃろ？ マッカーサー元帥が書いていることは、平野文書で幣原さんが言っていることと基本的に一致しているぜよ。それから、マッカーサー元帥は、一九五一年五月五日のアメリカ上院の軍事外交委員会で、次のように証言しちゆう。

日本の民衆は『核戦争が何を意味するか？』について世界のいかなる民衆よりもよく知っ

ていました。彼らにとってそれは理論ではありませんでした。

彼らは原爆投下によって死んだ者の数を数え、それらの死んだ者たちを葬ったのです。

彼らは自分たちの意志で戦争を非合法化する規定を彼らの憲法に規定しました。

日本の首相幣原氏が私の所にやって来て、言ったのです。『私は長い間熟慮して、この問題の唯一の解決は、戦争をなくすことだという確信に至りました』と。彼は言いました。『私は非常にためらいながら、軍人であるあなたのもとにこの問題の相談にきました。なぜならあなたは私の提案を受け入れないだろうと知っているからです。しかし、私は今起草している憲法の中に、そういう条項を入れる努力をしたのです。』と。

それで私は思わず立ち上がり、この老人の両手を握って、それは取られ得る最高に建設的な考え方の一つだと思う、と言いました。世界があなたをあざ笑うことは十分にありうることです。ご存知のように、今は栄光をさげすむ時代、皮肉な時代なので、彼らはその考えを受け入れようとはしないでしよう。その考えはあざけりの的となることでしょう。その考えを押し通すにはたいへんな道徳的スタミナを要することでしょう。そして最終的には彼らは現状を守ることはできないでしょう。こうして私は彼を励まし、日本人はこの条項を憲法に書き入れたのです。そしてその憲法の中に何か一つでも日本の民衆の一般的な感情に訴える

条項があったとすれば、それはこの条項でした。

って。

この議会証言で、マッカーサー元帥は『幣原さんが次のように言った』と証言しているわけじゃ。

『私は長い間熟慮して、この問題の唯一の解決は、戦争をなくすことだという確信に至りました』『私は今起草している憲法の中に、そういう条項を入れる努力をしたいのです。』

って」

「ふーん」

「でね、マッカーサー回顧録』とは違って、この証言ではマッカーサー元帥は、幣原さんが『日本は軍事機構は一切もたないことをきめたい』と提案したと証言してはおらん。だから、

『幣原さんはその日マッカーサーに【戦争放棄】は提案したけど、【戦力不保持（＝軍事

機構は一切持たない)は提案してはいないだろう。』

って主張する人もおる。でも、その主張は間違いで、幣原さんが言った『私は今起草している憲法の中に、そういう条項を入れる努力をしたのです。』の『そういう条項』は『軍事機構を持たないという条項』だと考えるのが正しい筋じゃと思う」

「どうして正しい筋なの？」とノリカ。

「その理由はね、ちよつと長くなるけど、面倒じゃなかったら是非聞いてほしい。

戦前の一九二八年に不戦条約という国際条約ができて、それに日本も入った。入った時の外務大臣はほかならぬ幣原さんだったんじゃないかね。

実はその不戦条約には『戦争放棄』も書かれちよつた。つまり、日本はその条約に入ったことよつて世界に『戦争放棄』を約束した。にもかかわらず戦争をした。そのことは世界の国々は承知していた。もちろん、マッカーサー元帥も……。

だから、一九四六年一月二十四に幣原さんがマッカーサーに、単に『戦争放棄を憲法に入りたい』と提案しても、マッカーサー元帥が『思わず立ち上がり、この老人の両手を握つて、

それは取られ得る最高に建設的な考え方の一つだと思う、と言いました』なんてことはありえなかつたじゃろうね。その場合、マッカーサー元帥は多分次のように言ったじゃろう。

『幣原さん、不戦条約に入って戦争放棄を約束した日本が今度の戦争を起こしたことは世界中が知っています。だから憲法に戦争放棄を入れたって、世界は『不戦条約の時と同じように、遅かれ早かれ、日本は約束を破ってまた戦争するに違いない』と思うだけでしよう。勿論オーストラリアやニュージーランドなどもそう思うでしょうから、結局天皇を守ることはできず、その結果天皇が処刑されたり天皇制が廃止されてりしたら、ソ連に北海道を占領されたり、最悪、日本が共産主義国家になってしまう恐れがあります。なので、憲法に戦争放棄を入れることには、私は賛成できません』

とかな。

そうでなく、幣原さんが憲法に『軍備を持たない』、『軍隊を持たない』条項を憲法に入りたいと提案したからこそ、マッカーサー元帥は『腰がぬけるほどおどろき』、『思わず立ち上がり、この老人の両手を握って、それは取られ得る最高に建設的な考え方の一つだと思っ、と言いました』なんていうびっくり仰天の反応をしたんじゃないと思う』

「その通りだと思ふな」とケンタ。ノリカも頷いた。

「あと、マッカーサー元帥は一九五八年十二月十五日に、日本の憲法調査会の高柳賢三会長の『幣原首相は、新憲法起草の際に戦争と武力の保持を禁止する条文をいれるように提案しましたか?』という質問に対して、

戦争を禁止する条項を憲法に入れる提案は、幣原首相が行ったのです。

と答える手紙を送つちゆう（＝送っている）
「なるほど」

つづいてあれこれ話を始め、かねて考えた世界中が戦力を持たないという理想論を始め、戦争を世界中がなくなる様になるには戦争を放棄するという事以外にないと考えたと話し出したところがマッカーサーは急にたちあがって両手で手を握り 涙を目にいつぱいためてその通りだと言いだしたので、幣原は一寸びつくりしたという。

しかしマッカーサーも長い間悲惨な戦争を見つづけているのだから身にしみて戦争はいやだと思っていたのだろう。

幣原は更に世界から信用をなくしてしまった日本にとって戦争をしないと云う様なことをハッキリと世界に声明する事、只それだけが敗戦国日本を信用してもらええる唯一の堂々と云えることではないだろうかと言おうような事も話して大いに二人は共鳴してその日はわかれたそうだ。(中略)

そこで出来る限り早く幣原の理想である戦争放棄を世界に声明し日本国民はもう戦争をしないと云う決心を示して外国の信用を得、天皇をシンボルとする事を憲法に明記すれば列国もとやかく言わずに天皇制へふみ切れるだろうとマッカーサーは考えたらしい。

だからマッカーサーはかならずこれを入れた憲法の草案を早く作る様にと部下に命令したとその後幣原に会った時、説明したのでこれ以外に天皇制をつづけてゆける方法はない

のではないかと言う事に二人の意見が一致したのでこの草案を通す事に幣原も腹をきめたのだそうだ。

って。

幣原さんは大の親友だからこそ話したんじゃないと思う。話したのは一九四六年の四月上旬ごろっていうことじゃ。その内容は、平野文書やマッカーサー元帥の回顧録・議会証言・手紙の内容とも一致しちゅう」

「ふーん。親友に話した記録も残ってるんだね」とノリカ。

「そう。でも、平野文書やマッカーサーの回顧録や証言や手紙の内容を否定する人もいるんじゃないよね」

「なんで？」

「憲法はマッカーサーの押しつけだから、変えるべきだって言ってる人達がいて、安倍晋三総理なんか憲法を変える第一番目の理由としてそれを言っちゅうけど、そういう人たちにとっては、平野文書やマッカーサーの回顧録や証言や手紙はとんでもなく不都合じゃから」。

でも、特に平野文書で幣原さん本人が『戦力不保持・戦争放棄と象徴天皇制は自分がマッカーサー元帥に提案し、彼を説得して憲法に入れることをOKさせた』と詳しく書いてあるのが決定的で、それを否定するためには、幣原さん、マッカーサー元帥、平野三郎さん、が三人ともみんな嘘をついていることを証明しなければならぬ。じゃが、それは不可能だし、事実として幣原さんもマッカーサー元帥も平野三郎さんもみんな本当のことを言っちゃるとわしは確信しているぜよ」

「さつき平野三郎さんのお嬢さんの話を聞いたよね？」とノリカ。

「ああ」

「平野さんがお嬢さんにまで嘘をつく意味は全くないと思うよ。だから、平野さんは嘘をついてはいないと思う」

「わしもそう思う。」

幣原さんは『外交五十年』という自叙伝を遺しちゅう。一九五一年に出版された本なんじやよね。その年の三月十日に幣原さんは亡くなっちゅう。亡くなる前に、幣原さんがしゃべったことを読売新聞の記者が文字にして、新聞に載せ、本にしたものなんじや」

「遺作ってやつだね？」とケンタ。

「そういうことになるね。その本で、幣原さんはこう言っちゅう。

私ははからずも内閣組織を命ぜられ、総理の座に就いた時、すぐ私の頭に浮かんだのは、あの電車の中の光景だった。これは何とかしてあの野に叫ぶ国民の意思を実現すべく努めなくちゃいかんと堅く決心したのであった。

それで憲法の中に、未来永ごとくそのような戦争をしないようにし、政治のやり方を変えるようにした。

つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならないということは、他の人は知らないが、私だけに關する限り、前に述べた信念からであった。それは一種の魔力とでもいうか、見えざる力が私の頭を支配したのであった。

よくアメリカの人が日本へやって来て、こんどの新憲法というものは、日本人の意志に反して、総司令部の方から迫られたんじゃないやありませんかと聞かれるのだが、それは私の關する限りそうじゃない、決して誰からも強いられただけではないのである。

軍備に關しては、日本の立場からいえば、少しばかりの軍隊を持つことはほとんど意味がないのである。将校の任に當ってみればいくらかでもその任務を効果的のものにしたいと考

えるのは、それは当然のことであろう。

外国と戦争をすれば必ず負けるに決まっているような劣弱な軍隊ならば、誰だって真面目に軍人となって身命を賭するような気にはならない。それでだんだんと深入りして、立派な軍隊を拵えようとする。戦争の主な原因はそこにある。中途半端な、役にも立たない軍備を持つよりも、むしろ積極的に軍備を全廃し、戦争を放棄してしまうのが、一番確実な方法だと思ふのである。

ってね。

ほいでの一、幣原さんはその本の『序』、つまり「はじめに」に『この本に書く史実は、私の記憶に存する限り、正確を期した積りである』って書いた。その『序』の日付は三月二日、つまり亡くなる八日前で、平野三郎さんに『平野文書』に記録されていることを話してから二、三日後じゃった。この時期の幣原さんは死が近いことを悟っていたと思う。そういう幣原さんには嘘を遺す動機は全くなかったと思う。

ところで、幣原さんは平野さんに、

『そのことは此処だけの話にして置いて貰わねばならないが』

『このいきさつは僕の胸の中だけに留めておかねばならないことだから、その積りでいてくれ給え』

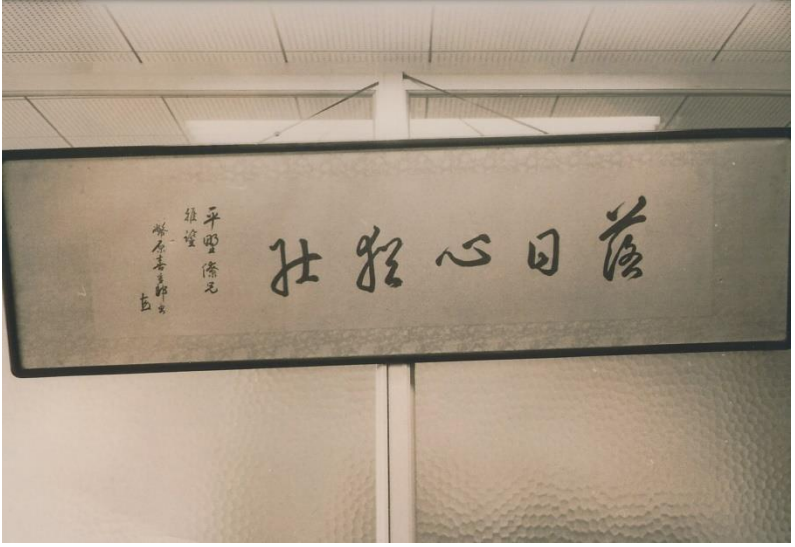
って言った。でも、だとしたらなんで、平野さんに話したのか？ 本当に秘密を保ちたいんだったら、そもそも話すはずはなかったんじゃないか？

いつか時が来たら、あるいは本当に必要な時には、平野さんに公表してもらいたくて話したんじやろうってわしは思っちゅう。その言葉の外の幣原さんの意志は平野さんにも伝わったはずで、じゃからこそ、平野さんは、昭和三十年代に憲法九条はマッカーサー元帥の押しつけだから変えようという大きな議論が沸き起こった時、

『あれはマッカーサー元帥の押しつけではなかった』

『象徴天皇制とセットで戦力不保持・戦争放棄を生み出したのは幣原さんだった』

という事実を世に知らせる必要があると判断して、それで一九六四年二月に『平野文書』を憲法調査会資料として公表したんじゃないかと思う。平野文書を不都合に思った人たち、つまり憲法九条はマッカーサー元帥の押し付けだから変えるべきだと主張していた人たちの中には、平野さんはウソをついているとかイチヤモンつけた人もいるけど、平野さんが幣原さんから聞いた事実を平野文書に書いたことに間違いはないと思うし、『平野二郎さんは平野文書で嘘を書いている』って言ってる人達の根拠は全部反論して覆くつがえすことができるぜよ。幣原さんやマッカーサー元帥が嘘をついているという人達の根拠もまた全部そうできるしな。たとえば、この写真には、幣原さんが自分で『落日心猶壯』って書いて平野二郎さんに贈った書が写っちゅう。見ればわかるけど、幣原さんが書いて署名して平野さんに贈ったものじゃ。これが平野さんの家の奥座敷にかかっていたことを平野冴子さんは覚えてちゅう。幣原さんが平野さんと親しくしていた事実が、この書からはっきりわかるんじゃない」



#48 ほかのおとうさんたちも日本人だった

「日本国憲法のほかの部分はどういう風にして生まれたの？」

ノリカは質問した。

「戦争が終わったのは一九四五年の八月十五日で、

同じ年の十二月二十六日に、憲法学者の鈴木安蔵という人のリーダーシップのもとに、彼も含めた人たちが作った『憲法研究会』の『憲法草案要綱』が発表された。それが日本国憲法のベースとして取り入れられちゅう。

更に『憲法草案要綱』は明治時代の植木枝盛という人の作った憲法案を参考に作られた。

ずっと埋もれていた植木枝盛の憲法案を戦前に再発見したのが鈴木安蔵だったんじゃ」

「そうだったんだ」

「ああ。日本国憲法は明治以来の日本人の民主主義の流れの中で生まれたんじゃないよ。もっとさかのぼったら、

日本国憲法第九条の、

『戦争をしないで世界の人たちと仲良くしようね、』

という考えは、

六〇四年に聖徳太子が作ったと言われる一七条憲法の『和をもって尊しとなし』というやつとも通じていると考えることもできるぜよ」

「『和をもって尊しとなし』って時空を超えた日本的心かも。憲法第九条もそういう日本的な心の花なのかも」とQ。

「そうじゃな。」

あと、病院でのシミュレーションにでてきた、保険で病院にかかれる権利というのがあったじゃろ？」

「ええ」

「あの権利は、社会権という人権の一部なんだ」

「社会権？」とケンタ。

「そう。国民に社会権があるから、政府は国民の健康や福祉や生存のために税金を使ったりサービスを提供しなければならん。」

その社会権は、日本国憲法の第二十五条に書かれているけど、それを憲法に入れるように提案したのは森戸辰男という人じゃったんだ」

#4 9 歴史の流れの中で

「聖徳太子とか植木枝盛とか鈴木安蔵とかいう人の名前が出て来たけど、日本国憲法は日本の歴史の流れの中で出てきたって考えていいの？」

と質問したのはケンタだった。

「もちろんじゃ。そして、それは日本だけでなく、世界の歴史の流れの中で出てきたんじゃ。各国の憲法は歴史の流れの中でお互いに影響し合いながら発達してきたということじゃね」

「憲法のない時代もあったということだね？」。

「そう。憲法のない時代には、王様とか皇帝とかが独裁しちよった。

と言つても、自分を支える少数の貴族とかの意見も採り入れながらそうしちよった。そうでないと支持を失って引きずりおろされたりしちゃうからな。

でも、貴族とかはやはり王様とかが好き勝手に独裁できないようにするールを作ることを見込んで、そういつたルールを王様とかに吞ませた。それが憲法のはじまりだと言われちゅうぜよ。

そういう憲法のことの起こりとして、一二〇六年に東洋でジンギスカン法典というものが生まれ、一二一五年に西洋でマグナカルタというものが生まれ、

それが発達して、一般国民の人権を保障し、権力者に人権を侵害させないような憲法になつていつたんじゃ。

今、これ以上詳しくは言わんけど」

そういう龍馬にノリカは質問した。

「話を聞くうちに、もつといろいろ知りたいなと思えて来たよ。でも、そんな風に思ったのは生まれて初めてだと思った。」

あたしも含めてこの国ではほとんどの人が、幣原さんも含めて憲法のことをほとんど知らないんじゃないかと思うんだけど、

なんでそうなのかな？

すごく大事なことに・・・」

「それは学校とかメディアとかがちゃんとそういうことを伝えてこなかったからじゃと思う」

「なんで、伝えてこなかったのかな？」

「権力の中に、伝えたくない人たちがいて、彼らが大きな力を持ってきたからだと思うぜよ。とにかく、国民が主役の今の日本の平和憲法は日本人が生み出したものだったんじや。発案者が日本人だっただけでなく、当時の国会でも熱く議論された結果できたのがそれだったという点でも日本人が作ったものじゃった。」

そういう国民が主役の平和憲法Ⅱ見えない守護神憲法を、毒入りクッキーを混ぜた4つのクッキーによって殺して、権力者いや独裁者が主役の黒魔術の杖憲法に変えてしまおうというのが安倍総理たちの考えなんじや。

このことを一人でも多くの人たちに伝えて、今の国民が主役の平和憲法Ⅱ見えない守護神憲法が殺されることを是非防いでほしいぜよ」

と龍馬は言った。

PART 5 日本人だからできること

#5 1 戦争ってとんでもなく悲惨

「最後に、戦争がどんなに悲惨だったか、少し話してもいいかな？」

龍馬はケンタとノリカに尋ね、二人は頷いた。

「一九四五年に終わった第二次世界大戦で亡くなった人ってどの位いるとかというと、

全世界で五〜八千万人、アジアで二〜三千万人、日本で三百十万人の人が亡くなったという数字がある」

「そんなに沢山？」ケンタはびっくりした。

「そう。一九四五年八月の原爆投下によって、その年の中に、広島で十四万人、長崎で七万四千人も死んだと言われちゃう。

日本人、三百十万人のうち八十万人は一般市民で、残りの二百三十万人は軍人または軍の関係者じゃった。その二百三十万人のうちの百四十万人は餓死じゃったんだぜよ。戦って死んだのではなくて」

<http://www.7a.biglobe.ne.jp/~mhvpip/PacificWar.html>

「食べ物がないで死んだってことね。なんで？」ノリカは質問した。

「戦争を指導した人たちが無責任で、食料計画のいいかげんな、滅茶苦茶な作戦計画を立て続けたからじゃよ」

「ひどい。食べ物がなかったら戦えないどころか、生きて行けない」

「その通りなんだよね。一九四四年、つまり昭和十九年、当時二十五歳だった友田浩さんという陸軍の中隊長さんは、インドでのインパール作戦で二十日間分の食料と弾薬を入れた二十キロのリュックを背負い、約五か月間ひたすらジャングルを歩いたそうじゃ」

<http://www.7a.biglobe.ne.jp/~mhvpip/PacificWar.html>

「二十日分の食料で五カ月も？」

「そう。足りない食料は蛇でも食べながら歩いたんだと思うけどな。ほいで、友田さんの隊は二百人いたんだけど、最初から前線にいて生き残った者は五人だけで、死者の七割は餓死

「じゃったそうだよ」

「ありえないよ」

「そう思うじゃろーな。戦争がどんなに悲惨なものか、ネットとかで調べただけでも具体的な例は沢山出てくる。飢え死にとの関係で、一つだけそういう悲惨な例を話せば、こういうとんでもなくショックな話があるぜよ。」

<http://www.midori-kikaku.com/mariko/j-ist01.html>

週刊朝日 平成9年10月17日

号

<http://ironna.jp/article/518>

第二次世界大戦の時に、南太平洋のニューギニアで戦った日本軍の兵隊さんは二十万人いたんじゃけど、その中で生きて帰れたのは、二万人に過ぎなかったんじゃよ。つまり十%、十人に一人しか生きて帰れなかった。亡くなった十八万人の兵隊さんの多くは餓死じゃった。それで、食べるものがなくて、仲間の肉を食べた日本の兵隊が少なくとも三十人銃殺刑に処されたという記録がある。また、平成九年十月十七日号の週刊朝日には「ニューギニア現

地の人で日本軍の兵士に食べられた人がわかっているだけで千八百十七人もいた」という記事が載っちゅう。戦って殺し合ったんじゃないやなくて。それだって十分に悲惨だと思うけど。もちろん、この記事を否定する人もいるけど、でも、戦争って人をいろいろな意味でとんでもなく狂わせ、壊しちゃうものだから、わしはそういうことがあってもおかしくはないと思っちゅう。

友田浩さんが参加したインパール作戦に参加した九万人の日本人兵士九万人のうち七万人が死んで、その中の三万人は戦って死んで、それもすごい人数だけど、飢え死にした人は四万人もいた」

ケンタもノリカも何も言わずにただ黙って聞くしかなかった。

「あと、日本の戦争指導者は、降伏して捕虜になることを禁じたんじゃない。その結果、太平洋のあちこちで、捕虜になって生きる道を断たれた兵隊さんたちが、全員死亡という形で無駄死にさせられたんじゃないよ。その『無駄死に全員死亡を』、『玉碎』タマツクリとかいうなんか美しいような言葉で大本営発表して」

「う・・・リアルな戦争ってまじ超ヒサンすぎ・・・」ケンタは言葉に詰まった。ノリカも

何と言っているかわからなかったが、少ししてやっと気を取り直して、

「大本営発表って？」と質問した。

「大本営というのは、戦争中の軍の最高司令部で、その公式発表が大本営発表で、負けが濃くなっても認めないでウソの情報を発表して、国民を情報操作し騙し続けていたんじゃない。それは歴史の事実だけど、その後、権力者が自己の都合の良い情報操作をして虚偽の情報を発信することを大本営発表って言うようになったんじゃないよ」と龍馬が説明した。

「内容が全く信用できない公式発表ってことだね？」

「そう。一方で国民の権利や自由を奪って言いたいことができないようにしておいて、権力者からの一方的な情報によってみんなをコントロールし、逆らえないようにしながら、あの戦争は行われた。」

今度の国民投票の結果、二つの毒入りクッキーが憲法に加わると、そういったことが憲法上二十一世紀の現在においても可能な日本になってしまう。

それにしても、『無駄死に全員死亡』を『玉砕』っていうのってなんか最低だと思わんか？」

「全く」

「ほいで、その玉碎の例だけど、ビルマでは三万人以上、サイパン島でも約三万人が、硫黄島では二万人が、玉碎という名の無駄死をさせられた。それらは玉碎のごく一部にすぎないぜよ。」

硫黄島では千人ほどの日本人の兵隊さんが捕虜となったけど、その兵隊さんたちは栄養失調と酸欠で意識もうろうとしているところを捕虜になったんじゃ。彼らは捕虜となったあと、こんな風に証言しているんじゃ。

<http://www5a.biglobe.ne.jp/~t-senoo/Sensou/yojojima/yojojima.htm>

『出て行けば、何日かすれば呼び出されて銃殺されると、教育を受けていた。最後まで見届けて死のうと思った。助かろうなんて考えてませんよ』

『どうしたと思いますか。ある兵士たちは、壕内に火をつけて攻撃に出た。そこに残った炭を食べました。1週間から2、3週間食べるものがない。生きて伝えなければならぬと必死でした』

『理性があれば、今死のうという人間に、水を飲ませようかと考えると違います。そういう気がおきないんです。誰にも。水のために、殺し合いをしているわけですから』

『無意味な戦争と言われるのは、かわいそうです。私はこういう生き方で、精一杯だった。亡くなった人には、勘弁してくれという気持ちです』

とにかく、どんな戦争も悲惨なものであることに変わりはないんじゃない。

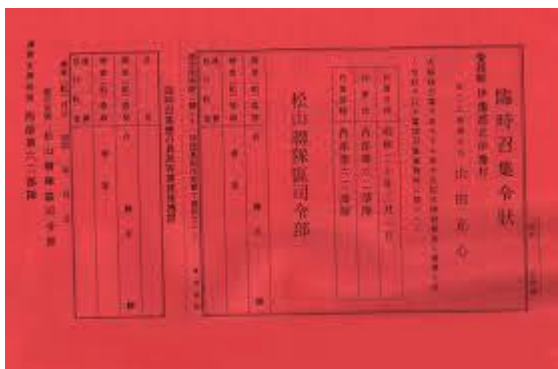
あの時代の日本では、ある日突然、赤紙っていう紙つぺらが来て、それが来た男子は強制的に兵隊にされる」

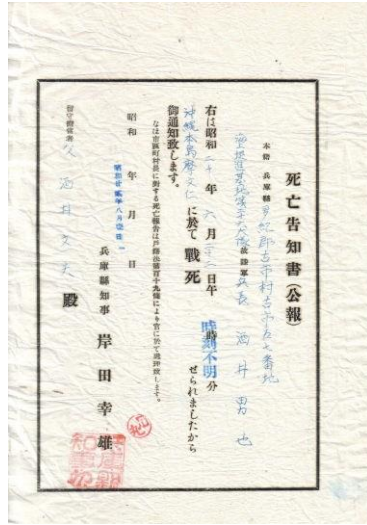
「強制、なんだ？」ケンタは尋ねた。

「そう。お国のために強制的に兵隊に。これを『徴兵』っていうんじゃないけど。あと、これもお国のために義務として無報酬で働かされる『勤労奉仕』っていうのもあったんじゃないよ」

「タダ働き・・・」

「そう。で、徴兵されて兵隊になると上官にしごかれるだけじゃなくて、ちょっとしたことで体罰されたりいじめられたりして、そして戦場へ行って、ある日、留守家族のもとに戦死広報っていう戦死のお知らせの紙っぺらが来る。彼が無駄死にさせられたとしても、それは『玉碎』として大本営発表される。せめて骨くらいは戻ってくるのかというと、そうじゃなく、おびただしい数の骨が今もアジアのあちこちに放置されたままになっているんじゃないよ」





「まじ？ そんなひどい状況を国民は黙って許していたの？」ノリカは質問した。

「国民は戦争に反対する自由を奪われていたから言いたくても言うことは難しかったんじゃない。それでも言うのと、捕まって拷問されたり、刑務所送りになったりでひどい目にあって、命を失った人もいた。そうやって、言いたいことをいう自由を奪って国民の口を封じておいて、その上で戦争したのが戦前の日本じゃった。今また、クツキー1やクツキー2を憲法にすることによって、国民の自由を奪って戦争できる国にもう一度したいのが安倍総理たちなんじゃよね」

#5 2 日本だからできること

「でもさ」とケンタは腕組みしながら言った。「自衛隊って、あれ、今のまんまでもやっぱり軍隊じゃないのかな。ゴジラ映画とかでガンガン強力な武器をぶっぱなすのを見たら、誰でも、やっぱり軍隊じゃないかって思うんじゃないか」

龍馬は頷いた。

「いい質問だね。その通り、世界も、自衛隊は軍隊だって見てる。日本国内では、九条で軍隊は持てないことになってるから、あれは自衛隊だって説明されているし、武器も、防衛装備とか言ってるけど、実質、自衛隊は世界で第四番目の戦力を持っている軍隊だよ。

防衛省のホームページには

『わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならぬ』と考えています』

と書かれちゃうけど、その『必要最小限度』が何故か世界第四位なんじゃから、もうびつ

くりじゃろ?」

「確かに・・・」

「でも、自分の国から外に、戦うためには出さないとってルールはあった、最近まではな」

「最近まではって?」

「二〇一五年に、憲法は変えずに、解釈で、戦闘＝戦争OKの自衛隊を国の外に出せるように、自民党や公明党がしてしまったんじゃ。強行採決ってやつで無理矢理。だから、自衛隊は南スーダンに行ったりしちゅう」

「それって、それこそ憲法違反の、権力の好き勝手な振る舞いじゃないの?」

ノリカは質問した。

「その通り。自民党や公明党は、屁理屈つけて憲法違反じゃないと言い張っているけどね、でも国会で三分の二の議席を持つてるから、そんな風にできちゃうんじゃ」

「ああ・・・」

「戦争を放棄し海外で戦争しない平和国家日本に何ができるって、すごいことが実際にできた、こんな実例があるんじゃよ。」

南太平洋にあるムルロア環礁で、フランスは一九六六年から一九九六年までの間に約二〇〇回の核実験をして、周辺の国々の人達の反対運動がいろいろやっても止まらなかった。ところが、一九九五年、日本の大蔵大臣の武村正義さんがピースポートに乗って核実験に反対してムルロアの現地に向かったとき、フランス政府は日本政府に内政干渉だといって激しく抗議したけど、それがきっかけでムルロア環礁での核実験は中止せざるを得なくなっただけじゃよ。

ニュージーランドのような小さな国が反対と叫んでも大国は要求に応えるどころか、脅迫さえしてきたんだけど、しかし、日本のような経済大国が平和のために動けば、驚くような成果が実現するものなんじゃよ。

とにかく日本の現職の大蔵大臣が一人行ったら止まったって、すごいと思わんか？

そういうことができるのが九条を持つ平和国家日本なんじゃよ。

武村さんの行動は正に幣原さんが思い描いていたことでもあった。

もしも幣原さんが今の時代に生きちゃったら、シリアにだってクリミアにだって行って心と心で交渉して平和を実現するために最大限の努力と工夫をしたに違いないと思うぜよ。

そんな風に、これからは、みんな日本人としての誇りを持って**積極的平和国家日本**を創

り、世界に平和を、九条を、プロモートして行かんかい？」

「すごいね。よし、頑張らきゃ！」ノリカは胸を張って微笑みながらそう言った。そんなノリカを〇は嬉しそうに見つめた。

#5-3 現れよ、二十一世紀の幣原外交

「これはマッカーサー元帥の側近中の側近のホイットニーという人が書き残した本に書かれちゃうあることなんだけど、あの日、幣原さんはマッカーサー元帥に『軍隊を持ったら経済的負担が大きくて復興できない。持たない方がいい』って言ったんじゃないって。軍隊を持たなければ際限ない軍拡競争にも巻き込まれないで済むからのー。」

警察はOKだけど、軍隊はノー。というのが幣原さんの考え方じゃった。それを世界中のモデルにして、誰もついてこなくても、そういう旗を掲げて、一人でも行くんじゃないかって。とも幣原さんは言っちゃう。

そして、『世界が一つになって、どこの国も世界の警察力に叶わないくらいの武力しか持たなくなったら、世界が平和になって世界の秩序が保てる』って幣原さんは平野文書の中で言っちゅう。

マッカーサー元帥も最初は幣原さんと同じ考えじゃったけど、一九五〇年一月一日の朝日新聞でマッカーサーは自衛権を認め、一九五〇年、朝鮮戦争が始まると、マッカーサーというよりはアメリカ政府の考えで警察予備隊というものができ、それが一九五二年に自衛隊になった。

そうすると、何が起こったかというところ、憲法九条では『全ての戦力を持たない』となっていたために、少し前にも言ったけど、自衛力は戦力ではないという風に解釈されるようになった。そして憲法上は日本は軍備は持てないから、武器を”防衛装備”と言うようになった。そして今では自衛隊は質・量ともに世界でも**第四位**にランクされる、”防衛装備”という名の武器を持っちゅう」

「ツジツマ合わせに言い方変えて、必要最小限だと言って？」とノリカ。

「そう。自衛隊は人を殺す訓練をしているだけじゃない、その装備は軍備にほかならず、量も質も世界有数のものを持っているというのが実態なんじゃ。」

これはクツキー2についての説明にも通じるんだけど、要は自分達の国の外に、そういうものを出さか出さないかって問題があつて、わしは、外に出しちゃダメじゃと思う。強行採決で無理矢理作られた安保法制の一番の問題点は、名目はどうあれ、ともかく戦闘＝戦争OKの自衛隊＝立派な軍隊を外に出すってことじゃけど、それはダメ、安保法制は廃止するしかないと思うぜよ。

原点を考えれば、幣原さんは警察以外は要らないと考えて、それが九条の二項になった。自衛隊が存在する今の状況の中で、少なくとも国の外に戦闘OKの自衛隊を出してはならないところまでは戻さなきゃいかんと思う。自衛隊に賛成の人も反対の人もおるけど……。

また、これも幣原さんの原点に戻って考えれば、何故今の日本政府は外交という最大の防衛の切り札に最大限の頭脳と時間とエネルギーを注がないのか、って言いたいぜよ。

「それは、戦争したいか、戦争できる国にして儲けたいからでしょ？」ケンタは言った。

「そう言われてもしかたないと思う。幣原さんっていうのは正に戦争しないためで済ませるための平和外交を行い、全体を見渡し、妥協できるポイントをみつけることの名人じゃった。

日本にもそういう、時空を超えた世界のスーパースターがいたことを忘れちゃいけないと思うぜよ。

再認識しよう、原点としての幣原さんを。現れよ、二十一世紀の幣原外交。

わしはそう、声を大にして言いたい」

#5 4 Qの正体。彼のファイナルメッセージ

「憲法の一番の問題は、主役はぼくたちですか？ それとも権力者ですか？ ってことだよ
ね？」ケンタは言った。

「そうじゃ」龍馬は答えた。

「権力者は1%の超金持ち大企業の側の連中なのに対して、自分たちたちはみな九十九%の
一般国民の側の人間でしょ？」

「そうじゃね。今の世界では、1%が九十九%を支配し、その支配をどんどん強め、九十九%
からより沢山搾り取ろうとしちゆう。日本でも、アメリカでも、そしてイギリスなど、世界
中で……」

日本では、クッキー1やクッキー2を国民投票で通して、今の『国民が主役』の見えない
守護神平和憲法を『独裁者が主役（文字面は内閣＝権力者たちが主役、以下同様）』の黒魔

術の杖戦争OK憲法に変えたがっちゅうのは一%の側の人達やその手下達だと考えていい。

ノリカ、ケンタ、繰り返しになるけど、君たちは今の『国民が主役』の見えない守護神平和憲法を『独裁者が主役』の黒魔術の杖戦争OK憲法に変えさせちゃっていい？」

二人は首を横に振った。

「いろいろ話してきたけど、憲法国民投票が行われた時、どう投票するか、きょう話したことも参考によく考えてほしいぜよ」と龍馬は言った。

「どうぞよろしくお願いします」

Oはみんなに深々と頭を下げた。

突然、ノリカとケンタの心に同じ映像が浮かび上がった。

化粧つ気なく、モンペを履いた地味な、大人のノリカ。黒いリボンのかかった写真入りの額を持って、涙を流しながらトボトボ歩いている。

ノリカの脇にはカーキ色の国民服を着たケンタ。空っぽの白木の箱を抱え、涙を流しながら呟く。

「せめて骨だけでも帰ってきて欲しかったのに・・・」

ノリカの抱える額の中の写真はQ。

頭の中で声が響いた。

国会で憲法“改正”の発議っていうやつがされると、そのあと、六十日から百八十日の間に国民投票がある。

それは二〇一八年夏から二〇一九年夏までの間に行われるだろう、

君が一般国民なら毒入りクッキーを食べる選択は絶対しないで、是非とも、食べない選択をして。

ケンタ、ノリカ。ぼくはね、未来からきた君たち二人の息子なんだよ。

今のが最後のシミュレーション。悲しく暗い国に、どうぞしないで、もう二度と再び……。

そして、もう一つの声が響いた。

わしはみんなの中におるけん。

自由と平等と平和は人間の根っこであり、国民が主役のこの日本の根っこじゃ。

その、根っこを枯らす猛毒入りクッキーは絶対に食べちゃいかんぜよ。

忘れちゃいかん。

安倍総理たちの緊急事態条項と九条自衛隊明記についての説明は詐欺ぜよ。詐欺のセールス
トークぜよ。

彼らが企てているのは、国民投票を利用した憲法改正詐欺なんじゃ。